

## 第3章



### 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

## 1. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組の役割と位置づけ

### (1) 策定の主旨

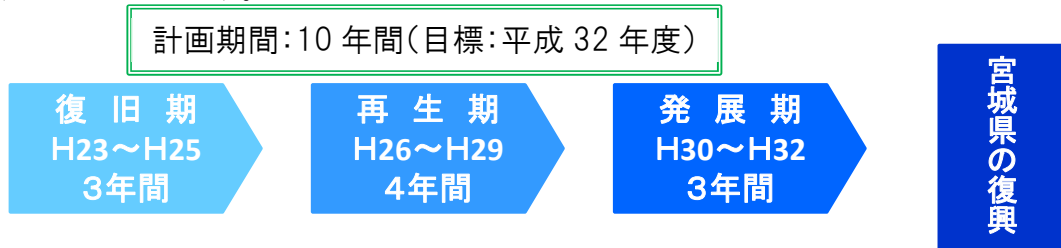
東日本大震災の教訓を踏まえ、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の復旧・復興を進めていくために、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策を沿岸防災の観点から進めているところです。住民の合意形成を図り、復旧・復興を進めていくためには、まちづくりのプロセスを取りまとめ、「災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組」（以下、「取組」とします。）として広く周知を図ることで、県民に将来の復興の姿を示していく必要があると考えています。

そこで、今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の復興のポイントの一つになっている「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を実践し、今回の大震災を踏まえた新しい視点でのまちづくりのあり方を提唱します。

また、今後の防災対策として、国を始め、日本全国の都道府県及び市町村などの各地方公共団体の防災対策へ活用できるよう東日本大震災からの復興の道筋を後世に伝えていきます。

### (2) 宮城県震災復興計画との関係

県は、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定しました。復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分しています。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけるものです。



単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、以下の10項目を復興の推進ポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進します。

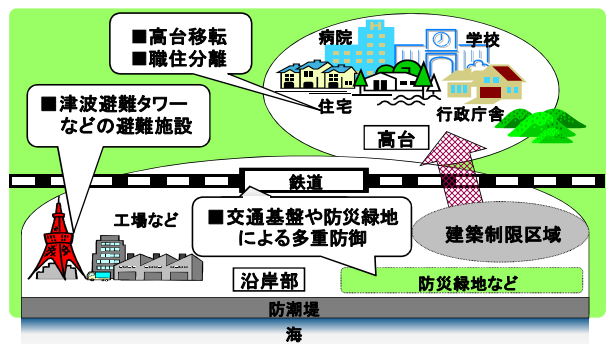
宮城県震災復興計画における復興のポイントの一つ目に「**災害に強いまちづくり宮城モデルの構築**」が掲げられ、これは高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から震災教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めていくものです。

本取組は、この復興のポイント1の実現に向けて、具体的な取組内容を取りまとめたものです。

#### ■復興のポイント

- 1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
- 2 水産県みやぎの復興
- 3 先進的な農林業の構築
- 4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
- 7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 9 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

#### 【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】



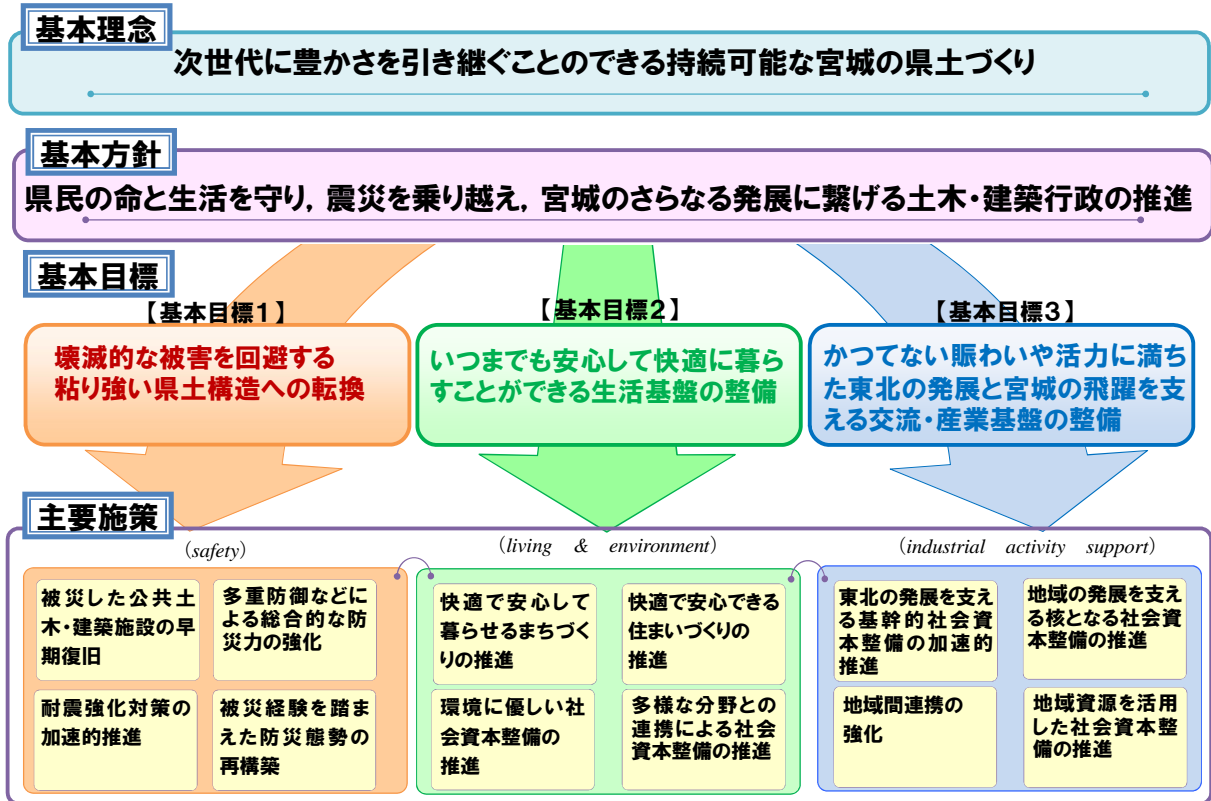
### (3) 宮城県社会資本再生・復興計画との関係

土木部では、「宮城県震災復興計画」の部門別計画として、「宮城県社会資本再生・復興計画」を平成23年10月に策定しました。この計画は、未曾有の大震災、大津波の教訓を踏まえて、大震災からの復興に向けた土木・建築行政の基本理念をはじめ、今後10箇年の主要施策や行動

計画等を盛り込み、新しい視点での社会資本のあり方を提示したものです。

「宮城県社会資本再生・復興計画」では、従来計画よりも豊かさや安全・安心を実感できる復興として、基本目標1として「壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換」を掲げ、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を推進することとしています。

本取組はその具体的な取組内容を取りまとめたものです。



#### (4) その他の個別計画

##### 【宮城県復興住宅計画】

土木部では、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき、住宅分野における取り組みをまとめ、被災した方々に対して、復興に向けて、快適で安心できる良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を、早期かつ円滑に整備し、今後の生活への展望が持てるように「宮城県復興住宅計画」を平成23年12月に策定しました。(平成24年4月4日改訂)

##### ●基本理念

「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進します。

##### ●復興住宅に対する施策・取り組みについて

今後、整備が必要と見込まれる72,000戸の住宅整備を推進します。

###### ①応急的な住宅への支援

関係機関と連携しながら、各種助成制度の情報提供や入居者へのケア等の支援を継続的に行い、仮設住宅から恒久的な住宅への移行を支援します。

###### ②自力再建への支援

国の取り組みや施策を活用し、個人の自力再建に向けて適切な支援を行います。

###### ③公的住宅の供給促進

自ら住宅を確保することが困難な方に対して、災害公営住宅を中心として、良質で低廉

な家賃の公的賃貸住宅を早期に供給を図ります。

●災害公営住宅等の整備

①整備期間：平成23年度から平成27年度までの5年間

②整備戸数：約15,000戸

(県における建設支援：約5,000戸 内1,000戸程度を県営住宅)

(5) 災害に強いまちづくり宮城モデル構築推進委員会

土木部では、東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域における災害に強いまちづくりの実現に向けて、被災市町や部内関係課(室)等の取り組み状況及び懸案事項などについて、相互に問題意識を共有し、スピード感をもって復旧・復興事業に取り組むため、「災害に強いまちづくり宮城モデル構築推進委員会」を平成24年4月に設置しました。

委員会では、以下の7つの事項に対して協議、調整及び情報共有を進めていきます。委員会での議論の結果を踏まえ、宮城県震災復興計画や宮城県社会資本再生・復興計画に基づく「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築を図り、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進していきます。

- ① 防潮堤等の沿岸防災施設及び復興まちづくりに関連する災害復旧事業について
- ② 防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業等の制度及び執行等に係る市町支援について
- ③ 復興まちづくり事業に関する各種法律等の運用について
- ④ 多重防御施設等の津波減災施設の整備について
- ⑤ 復興まちづくりと連携した港湾及び空港の大津波等への防災対策について
- ⑥ 土地評価及び用地取得について
- ⑦ 災害公営住宅及び復興住宅の整備に係る市町の支援について

この委員会の中での議論した内容や調整内容の結果を検討過程も含めて本取組で示します。

## 2. 震災からの教訓

### (1) 東日本大震災の教訓

これまで、宮城県では多くの災害を経験し、被災を教訓として、より安全で安心な県民生活が営むことができるように、防災態勢の強化、防災関連施設の技術的な指針の見直しとともにより大きな外力に対しても耐えうることが可能となる社会資本の整備及び防災意識の啓発のための取り組みを進めてきました。

今回の東日本大震災は、未曾有の大災害となり、今まで進めてきた防災対策に対して多くの課題が示されました。復旧・復興を進めていくためには、これらを教訓として、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行っていく必要があります。

ここでは、「災害に強いまちづくり宮城モデル」を実践するために、東日本大震災から得られた教訓について示します。

#### ①第一線の海岸堤防に過度に依存した津波防災対策からの脱却

##### 【東日本大震災でみられた大津波の被災事象】

- 仙台湾を襲った今回の大津波は、高潮や波浪を対象に計画高を決定した第一線の海岸堤防をはるかに超えて、内陸へ深く浸入しました。海岸線を越えて遡上した大津波は、地盤高の低い海岸線の松林を根こそぎ倒伏させ、構造物をことごとく破壊しました。
- さらに、陸上に上った津波は、戻り流れとなり、破壊した家屋や港湾貨物などを次々に海へ流出させ、第1波の越流で破壊した海岸堤防をさらに陸側から破壊し、壊滅的な被害を与えました。
- 河川を遡上した津波は、地震動に耐えた河口付近の橋梁を波圧と揚圧力により落橋させました。また、リアス式海岸での大津波は、すさまじい破壊力で海岸沿いに密集した家屋はもとより、RC構造の業務ビルを基礎杭諸共に倒壊させ、防潮堤、水門、港湾及び漁港などの沿岸部の施設を壊滅的に破壊しました。
- 大津波の発生に伴い、流出した燃料に起因する火災は、被害を拡大させ、避難や救助を妨げました。道路は、がれきや大規模な浸水により通行が遮断され、電力の不通のため通信手段を失い、多くの避難所は、道路が啓開されるまでの数日間孤立し、避難者の安否さえ不明でした。地域医療を担う多くの病院が被災し、かろうじて津波を逃れて救護されたにもかかわらず、十分な手当を受けられずに落命する被災者も見られました。救援物資は届かず、必要な物資が不足し、運搬するための車両や燃料すら手配が困難でした。

##### 【東日本大震災の教訓】

- 仙台湾南部海岸のような低平地では、海岸堤防に加え、道路などの嵩上げや避難計画等を組み合わせた多重防御により、背後地を減災できるような施設配置が必要
- 三陸地域のようなリアス式海岸の地区では、多重防御が難しいため津波来襲時にも浸水しない高台に居住地を設置することが必要

### 【被災経験を踏まえた大津波対策の考え方】

- 四方を海に囲まれ人口や資産が沖積平野の低平地に集中している我が国は、日頃から大地震と大津波の脅威にさらされています。そのため、大津波による浸水が想定される地域では、発生頻度や被害想定の大きさに対応した防災対策を講じて、合理的な国土利用を図ることが求められます。
- 比較的発生頻度の高い津波に対しては、生命・財産の保護や経済活動の場を確保するため、一定程度の津波高を想定した海岸堤防の整備により、津波を防御しなければなりません。この場合の整備目的は、①人命を守る、②堤内の資産を守る、③安定した経済活動を確保すること等です。
- 第一線の海岸堤防を乗り越えるような大津波の場合には、津波が越流したとしても、壊滅的な被害とならないよう、安全で確実に避難できる避難路や避難施設を設置することに加え、適時適切に災害情報を提供することなどにより、命を守ることを最優先にして、危険を回避することが重要です。そのため、防災施設の機能が容易に滅失しない粘り強い構造にすることや各種施設等に一層の耐災性を具備することはもとより、土地利用計画による誘導を図るなど、様々な施策を組み合わせ、被害を最小限に抑えるような総合的な大津波対策を講じることが必要になります。この場合の整備目的は、①人命を守る、②経済的損失を軽減する、③二次災害を防止する、④早期に復旧して経済活動が再開できること等であるが、第一義的には、人命を守るということです。
- また、今回のような大規模な広域災害が発災した場合にも、社会経済活動が継続して行えるようにするためには、救援・救助や緊急物資の調達・配送などの緊急時の広域支援態勢を整えることに加え、食料などの生活関連物資や産業活動を支える原材料・エネルギー・製品等の供給をバックアップする体制の整備及び医療・福祉・教育等の相互補完体制の構築など、平時から社会システム全体で災害リスクを低減する方策を講じることが求められています。

### 【津波想定高さの見直し】

- 沿岸部の至る各所で「高いところへ逃げれば助かる」といった大津波からの避難するための伝承が残されていたにもかかわらず、避難が徹底されずに多くの犠牲者を出しました。施設では守り切れずに甚大な被害を被った今回の大震災では、防災対策上の想定を何処に置くべきなのか、多くの課題を提起しました。
- これまでの津波対策は、過去に発生した津波のうち、発生メカニズムや津波高など、科学的に立証できる事象を対象に、設計諸元を定め、海岸堤防などの防護施設を整備することが防災対策の主眼でありました。計画を超える大津波については、発生頻度の少ないものとして想定外として取り扱われ、防災計画上に位置づけられることはありませんでした。
- 今回の大震災は、一定の災害規模を想定して、その災害に対応できる防災体制を構築するという従来の手法に一石を投じました。これからは、最大クラスの大地震や大津波など、あらゆる大規模災害の発生の可能性をも考慮した防災態勢が必要です。このことは、国の中央防災会議の専門調査会においても、今後の地震や津波の想定の方え方を抜本的に見直すこと、また、発生確率が低くても、歴史的に非常に大きな被害を生じたと考えられる地震を今後の防災対策に活かすとの考えが示されています。
- 中央防災会議の専門調査会の中間取りまとめを受け、これからの津波対策における想定津波高は、「比較的頻度の高い津波」（数十年から百数十年に一度程度発生する津波）と、「最大クラスの津波」の2段階に区分して取り扱うこととなります。
- そのため、複数の施設を配置した多重防御により、内陸枢要部における浸水深の低減を図るとともに、避難経路の確保や避難誘導対策を講じることにより、人命を確実に守り、資産への被害を可能な限り低減し、早期に経済活動が再開できるよう、県土の再構築を図ることが求められます。
- また、今回の災害では、災害には上限がないことが明らかになりました。大津波には、まず「逃げる」ことを原則に、可能な限りの減災が図られるよう、被災を教訓に想定外の外力を見極め、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策へと再構築することが重要です。



**【東日本大震災の教訓】**

- 比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対しては、沿岸防護施設で防護することが必要
- 最大クラスの津波（レベル2津波）に対しては、想定外の外力が作用しても破壊・倒壊しにくい施設構造とし、一定の機能を保持するか復旧の容易性を確保することが必要

## ②防災情報・避難行動の課題

**【想定浸水区域の周知と課題】**

- 今回の災害では、地震発生直後の津波高さが想定の高さを大きく上回ったこと、大規模な停電により連絡通信手段が限定されたこと、自らが知りうる想定津波高と実際の津波高が大きくかけ離れ避難行動に移れなかったことなど、様々な課題を露呈しました。
- 発生頻度のまれな大災害では、自身の経験だけで災害時の避難行動を学ぶことは困難であり、過去の災害事象など史実に拠るところが大きく、防災情報の周知の重要性が再認識させられました。その上で、今回の大震災では、大規模災害時においては、防災施設が整備されていても正常に機能しないばかりでなく、二次災害の発生により複合的に被災するおそれがあることなど、予め想定した災害対策だけでは対処が困難であり、確かな危険予知力と柔軟で臨機応変な避難行動力が求められることが明らかになりました。
- そのため、一定の災害を想定した施設整備や防災対策がなされていても、さらにその上に想定外の大災害があり得ることを念頭においた避難行動がとれるような取組みの強化が求められます。

**【東日本大震災の教訓】**

- 海岸堤防・津波浸水予測の限界を認識した上で、最大クラスの津波が発生した場合でも人命を守ることができる避難計画の策定や施設整備が必要

## ③被災経験の伝承と防災教育の重要性の再確認

**【教訓の伝承】**

- 唐桑半島中部に位置する気仙沼市小鯖地区は、リアス式海岸の山が海に迫る狭い平地に集落が形成されており、明治三陸津波（1896年）と昭和三陸津波（1933年）で大きな被害を受けました。この地区では、宮城県沖地震への備えとして、4年前（2009年3月）に、いち早く高地移転を含む「津波に強いまちづくり計画」を策定しました。住居の移転は、個人単位では費用も時間も必要なため、住宅建替の時期を契機に移転を進める一方で、独自の避難マップの配布及び自治会、消防団やその他による自主防災の取組みなどの命を守る取り組みを進めてきました。
- 過去の教訓から地域を挙げた避難訓練を重ね、各地区の十数人ごとの班が機能し、トランシーバーを常備した各班の世話人が高齢者宅に声をかけながら避難誘導し、準備していた名簿で安否確認を行ったとのこと。こうした経験も教訓として高台移転の必要性とあわせてソフト対策の重要性も伝承していかなければなりません。

**【東日本大震災の教訓】**

- 防災啓発活動を通じた被災体験の確実な伝承

**【継承されなかった宮城県独自の建築制限条例】**

- 東日本大震災で沿岸部に甚大な津波被害を受けた宮城県に戦前、昭和三陸津波の教訓を生かした独自条例がありました。津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するもので、「海嘯罹災地（かいしょうりさいち）建築取締規則」（昭和 8 年県令第 33 号）が、昭和三陸津波の発生から約 3 ヶ月後の 6 月 30 日に公布、施行されました。
- 建築基準法に基づき、地方公共団体が災害危険区域を指定し、建築を制限できるようになりましたが、沿岸部への住宅建築を避けようという、過去の規制に基づく考えは継承されませんでした。

**【東日本大震災の教訓】**

- 三陸地域のようなリアス式海岸の地区では、多重防御が難しいため津波来襲時にも浸水しない高台に居住地を設置することが必要

**【防災教育の成果】**

- 太平洋沿岸では、大津波により多くの尊い命が失われましたが、その中であって、釜石市内 14 の小中学校全校では、校内にいた児童生徒約 3 千人全員が無事に避難することができました。
- 県内各地においても、集落や地区ごとに津波伝承や教訓が残され、また、避難訓練や避難に必要となる案内標識の設置に住民と行政が協働で取り組み、これに基づいた避難行動により、命が救われたケースも数多くあります。
- 津波に関して誤った認識を改め、正しい知識を身につけることが前提ではありますが、伝承や防災教育の継承は、防潮堤などの無い、常に自然の脅威にさらされていた時代から、施設整備がなされた現在に至っても、その必要性は全く変わらないことを今回の震災は示唆しています。集落や自治会などでの備えだけでなく、行政やNPO等による支援に加え、学校における防災教育など、様々な主体の参画・協働により、助かる命を救う努力が必要です。

**【東日本大震災の教訓】**

- 防災啓発活動を通じた被災体験の確実な伝承
- 次代を担う子供達への防災教育の推進

④食料・エネルギー供給基地の被災に伴う県民生活の混乱

**【震災の社会的影響】**

- 今回の震災では、電気・水道・ガス・通信などのライフラインが寸断され、道路や港湾などの広域物流網も大きな被災を受け、応急復旧が完了するまでの間は、各種の物資輸送



が著しく滞りました。そのため、直接津波被害を受けなかった内陸部を含め、食料や燃料が長い期間にわたって供給不足となり、日常生活への支障はもとより、地域の産業経済活動の停滞をもたらしました。特に、東北随一のエネルギーの製造・輸送基地である仙台塩釜港（仙台港区）は、大津波により壊滅的な被害を受け、宮城県のみならず我が国全土の生活、産業に甚大な打撃をもたらしました。

- こうした事象を踏まえると、これまで以上にエネルギー基地が集中する沿岸域では、防災機能を向上させるとともに、内陸や日本海沿岸地域などの他のエネルギー基地との災害時の相互補完機能の充実を図らなければなりません。

#### 【東日本大震災の教訓】

- 命の道となる三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域連携の強化が必要
- 沿岸の半島部や離島などについて、災害時における孤立集落の解消などのために災害に強い道路の整備が必要
- 東北を支える国際物流拠点、エネルギーの供給拠点として、東北地方全体の産業・物流を支えてきた港湾施設の防災機能強化が必要

#### ⑤復興まちづくり事業への支援

##### 【市町が進める復興まちづくり事業】

- 復興まちづくり関連事業は、阪神大震災の規模をも大きく越える先例のない規模となっています。沿岸部の被災市町において復興計画が策定されており、現在、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの個別事業の実施のため、調査や手続きが行われており、早い地区では、平成24年度から工事に着手しています。県内では、34地区の土地区画整理事業、187地区の防災集団移転促進事業を予定しています。
- 制度・手続き面での工夫は様々行われているものの市町のマンパワーやまちづくりノウハウの不足などにより、市町における多様な地域住民意見との調整を円滑に進めていくことが重要であります。住民合意は容易ではありません。
- また、復興まちづくり事業を進めていくために、県には、市町への技術的サポート体制、人的支援、県の代行施工などの支援が求められています。
- これまでに、復興まちづくり事業に関する制度改正が行われてきており、市町の財政負担等の軽減が図られてきています。事業の推進には、地域住民との合意形成が重要であるが、市町のマンパワー不足やまちづくりのノウハウ不足のため、時間を要しています。
- また、復興まちづくり事業を進めて行くために、県に対し、技術的サポート体制、人的支援、多様な発注方式の支援などが求められています。

##### 【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 早期の住宅再建を図るために速やかな住民合意の形成や事業着手が必要
- 復興事業を円滑に実施し、適正な市街地形成を図るため土地利用調整等が必要
- 早期の住宅再建を図るために速やかな住民合意の形成による事業着手が必要
- 復興事業を円滑に実施し、適正な市街地形成を図るためには、事業者間の調整等が必要
- 市町のマンパワー不足やノウハウ不足を補うため、派遣職員等の確保や地域の実情を踏まえた多様な発注方式など、事業執行体制の確保が必要

⑥被災者の居住の安定確保

【災害公営住宅の整備と自力再建への支援】

- 地震や津波被害により、多くの住宅が流出・全半壊となったことから、絶対的な住宅不足の状況にあり、被災者のニーズに対応した早期の住宅確保が求められています。
- 津波による甚大な被害が発生し、市町の行政機能の低下やマンパワー不足が深刻なことから、復興住宅計画の策定や公的住宅整備に向けた体制の整備が必要となります。

【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 新たな住宅ローンを組んで住宅再建する場合に負担増となるため、生活再建の支援が必要
- 災害公営住宅の早期完成のため、災害公営住宅用地の早期確保が必要
- 市町における建築技術系職員等の不足の解消が必要

(2) 東日本大震災からの復旧・復興を進めていく上での課題

震災からの復旧・復興を進めていく上で、従来の手法では様々な制約が生じてきました。復旧・復興事業を効率よくかつ早期に進めていくためには、これらの制約についても対応していく必要があります。これらの実施にあたっては、既存の制度の枠組みを越え、柔軟な制度設計・変更、財源の確保など、国や民間からの強力な支援が大前提となります。

ここでは、復旧・復興を進めていくうえで明らかとなった課題について示します。

①復旧・復興事業の施工確保

【受注環境の改善】

- 東日本大震災以降、入札不調が増加し、復旧・復興事業の進捗に支障となりつつあります。入札不調の要因としては、技術者・労働者の人手不足、労務資材単価の高騰及び入手難、労働者の宿泊場所の不足など様々な要因がありますが、一つの施策だけでは解消できるものではなく、個々の自治体だけでは解決できないものもあります。そのため、複合的な対応や国・県・市町村が一体となって課題解決に向けて取り組むことが必要となります。

【復旧・復興を進めていく上での課題】

- 莫大な復旧・復興事業に伴う入札不調が増加しているため、受注環境の改善が必要
- 生コンクリート、砕石、土砂などの建設資材の安定的な供給体制の構築が必要

②土地評価及び用地取得

【土地評価・地権者協議の迅速化と権利取得の推進】

- 復旧・復興事業を早期に実現するために事業用地の速やかな取得が求められています。これらは、事業進捗に多大な影響を与えるため、事業予定区域内の権利者調査など事前準備作業が欠かせません。特に所有者が不明である土地については、多大な手続きと時間を

要することから、境界確定作業などをいかに円滑に実施できるかが重要となってきます。事業認定には特に時間を要することから、手続きを迅速にかつ簡素化して行っていく必要があります。

- また、膨大な業務を適正かつ迅速に実施するためには、各種研修などを活用しながら職員のスキルアップを進めていく必要があります。

**【復旧・復興を進めていく上での課題】**

- 復旧・復興事業を円滑に執行していくための早期の事業用地取得の推進が必要

(3) 過去の津波被害の際にとられた被災後の措置

- 東日本大震災の前に過去の津波被害発生時にとられた措置は以下の表のとおりです。

	1896明治三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県18,158、宮城県3,452	1933昭和三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県2,713、宮城県308	1960チリ地震 死者・行方不明者(名) 岩手県62、宮城県54
被災後の主な措置	・復興のため、住民の他県流出の防止および移住者の募集 ・自己負担が中心の高地移転	・高地移転等を盛り込んだ復興事業 ・建築禁止区域の設定(宮城県) →海嘯罹災地建築取締規則	・津波防災施設中心の津波対策事業計画 ・条例による土地利用規制(志津川町)
高地移転の状況	移転数43集落 (うち集団移転は7集落)	岩手県18町村38集落 (すべて集団移転) 宮城県15町村60集落 (うち集団移転11集落、他は各戸移転)	地盤かさ上げ(雄勝町)
備考	生活の不便などから原地に復帰する傾向が見られ、1933昭和三陸地震による津波により、再度被災を受けたところもある。	集落の特徴別の移転計画の方針が示され、あわせて移転の際は「既往の津波における最高浸水線以上にする」などの方針が示された。	津波防災施設を中心とした対策が進められた。堤防は、チリ地震津波の潮位を基準とし、洗堀防止のための措置などが計画策定の基準で示された。

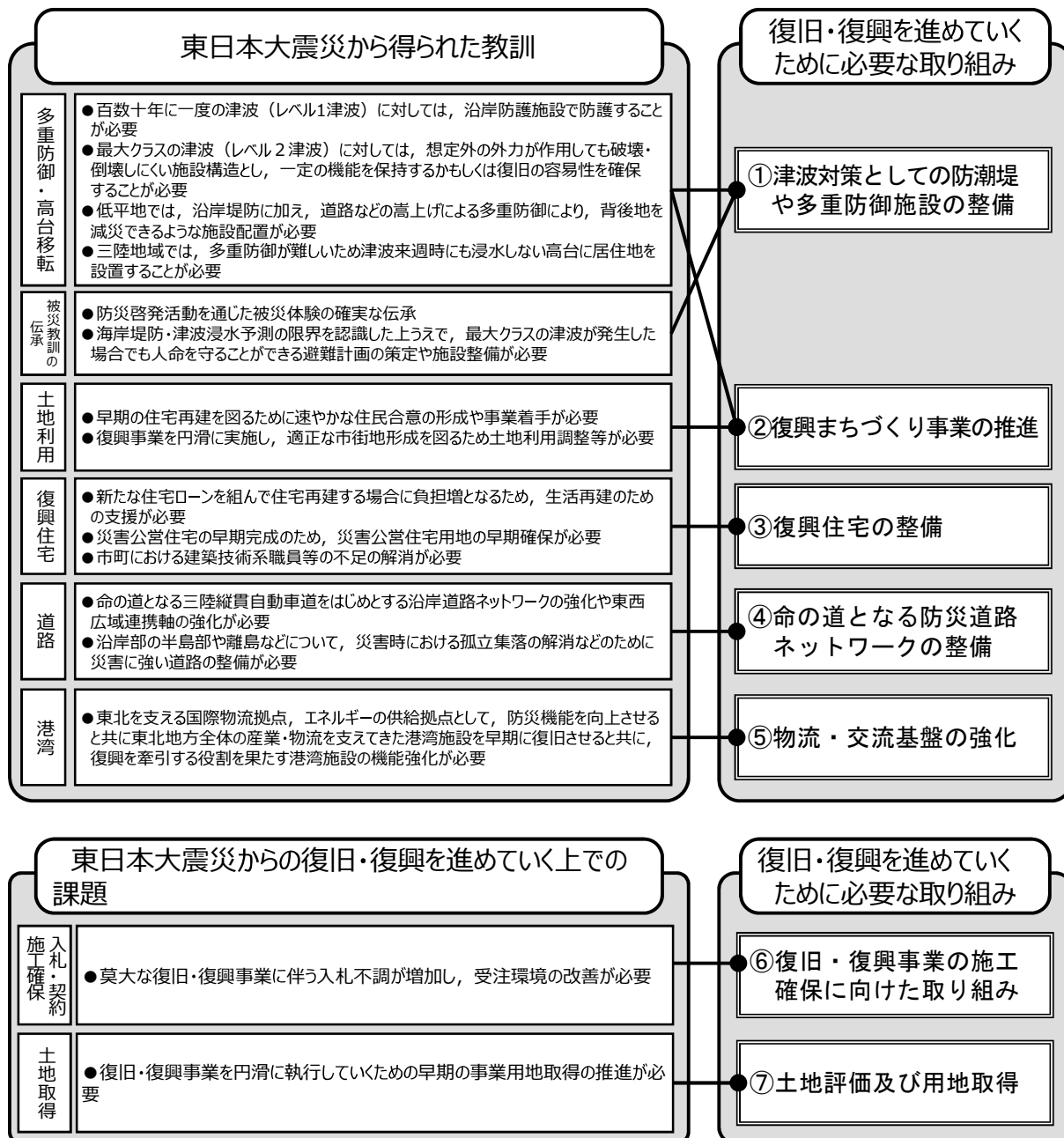
出典：東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会資料（中央防災会議）

- 明治三陸地震の際には、自己負担中心の高台移転が行われましたが、高知移転後、低地へ戻る傾向が見られました。当時の高地移転は、各自が移動したものの、有志者が提案し、義援金などを使用して宅地開発を行って移転したものが多かったようです。
- 昭和三陸地震の際には、高地移転等が盛り込まれた復興計画に基づき、多くの集団移転が行われました。宮城県では、県令により罰則付きの建築禁止区域を設定しました。建築禁止区域に住宅を建築する場合には、地上げなどの措置や住宅の構造的要件を満たし、知事の認可を受ける必要がありました。明治、昭和の三陸津波の際には、施設整備による対応ではなく、高台移転などによる住宅再建が多く見られました。
- チリ地震津波の際には、津波防災施設を中心とした対策が進められました。一方で、条例による建築制限を行った地域もありました。東日本大震災前の堤防天端計画は、原則として、チリ地震津波の潮位を基本として定められました。  
また、南三陸町（当時志津川町）では、災害危険区域内の建築を禁止する条例による土地利用規制が行われました。

(4) 東日本大震災の教訓や復旧・復興の課題を踏まえた必要な取り組み

本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けました。このため、宮城県震災復興計画では、東日本大震災からの復興にあたり、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進すると位置づけています。

復旧・復興を進めるにあたっては、今回の震災の教訓や復旧・復興を進めていくうえでの課題を踏まえ、発生が想定されている大津波に備える地域づくりを徹底していく必要があると考えます。対応関係を示すと以下の図のとおりとなります。



### 3. 災害に強いまちづくり宮城モデルについて

東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域の復興まちづくりに総力を挙げて取り組み、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を進めていく上では、被災市町や庁内関係各課室等の取り組み状況及び懸案事項について、相互に問題意識を共有し、スピード感を持って事業を推進していくことが必要となります。

津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備、復興まちづくり事業の推進及び復興住宅の整備の3つを主要項目とし、命の道となる防災道路ネットワークの整備、物流・交流基盤の強化、復旧・復興事業の施工確保に向けた取り組み、土地評価及び用地取得の4つの項目も含めて、復旧・復興の隘路となる課題を解決しながら沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めていきます。

これらの取り組みを進めていくうえでは、様々な課題があり、一つ一つを丁寧にスピード感を持って解決することを積み上げながら実施していくことが重要です。

ここでは、上記の7つの項目毎にこれまで進めてきた取り組みを紹介しながら、「みやぎ方式」での災害に強いまちづくりの進め方を示します。



(1) 津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備

① 比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対応した防潮堤や多重防御施設の整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 安全な市街地を確保するために必要な沿岸防護施設の整備
- 他部局所管施設との計画面での調整

平成24年度の取り組み

【平成24年度上半期】

● レベル1津波に対応した沿岸防護施設の高さ（H23.9～）

沿岸防護施設の高さは、国の中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」により、頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度の津波）を基本に堤防の設計を行うものとしています。宮城県では、三陸南沿岸にて14の地域海岸、仙台湾沿岸にて8の地域海岸に区分し、合計22の地域海岸毎に設定しました。

管理者が異なる所管施設（国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁）間での堤防高について、統一性を持たせるように計画面で整合を図りました。

● 「見える復興・見せる復興」の実践

協議設計の実施保留解除に不測の時間を要していることから、部分着手制度を活用し、暫定形での現場着手を実施しています。

（部分着手 H24.2 七北田川，H24.3 大曲海岸，H24.6 菖蒲田浜海岸，H24.8 戸倉海岸）



大曲海岸着工式



▲会場隣に設置された丁張り  
(下段までが今回施工)

菖蒲田海岸着工式



戸倉海岸着工式

● 現場説明会の開催

設計の進捗に伴い、関係機関と共同で順次地元説明会を開催しています。具体的な復旧計画について説明を行い理解と協力を求めています。



定川災害復旧事業概要説明会（H24.7）



【平成24年度下半期】

● 「見える復興・見せる復興」の推進

協議設計箇所の実施保留解除を進め、順次、復旧工事に着手します。  
 地盤沈下により水没した地帯や離島部においても工事着工・工事進捗を図ります。  
 復興だよりなどの広報紙発行による情報発信、着工式等のイベントを通し地元住民の理解と協力を得られるよう努めます。  
 現地説明を積極的に行い、地元住民・地権者と信頼関係を築き計画的な用地買収の手続きを進めます。



地元住民への現地説明  
(中沢海岸)



大勢の地元住民参加の着工式  
(定川着工式 H24.10)



水没している沿岸地域での工事  
(横須賀海岸復旧工事)

● 貞山運河再生・復興ビジョンの策定

東日本大震災からの復興の象徴として、運河の歴史や景観を活かした歴史遺産としての価値を高める方策などについて検討し、将来に向けた貞山運河の復興方針を定めます。

被災前の南貞山運河 →



● 重要区間海岸堤防の完成(仙台湾南部海岸)

直轄代行により施工されている、仙台湾南部海岸のうち仙台空港等の重要な施設の前面にある区間について復旧が完了します。

深沼工区進捗状況 (H24.12 現在) →



平成24年度末での見込み

応急段階

応急対策完了  
災害査定完了

計画段階

協議設計 94件中 94件 着手 100%  
(河川 42件, 海岸 52件) 全て申請(協議)完了

実施段階

工事着手 75件  
(河川 39件, 海岸 36件)

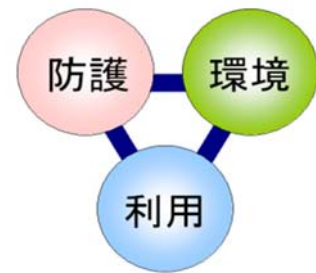
今後の取り組みについて

【平成 25 年度以降】

● 海岸保全基本計画の変更

東日本大震災の被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町の復興まちづくり、景観及び環境等とも調和するよう、基本事項・施設の整備に関する事項を再検討し、海岸保全基本計画の変更を行います。

海岸保全基本計画「防護」「環境」「利用」を総合的に達成することを目指します。→



● 関係海岸管理者との連携の強化

海岸管理者である国土交通省水管理・国土保全局国土交通省港湾局・農林水産省・水産庁と保安林を所管する林野庁等の複数部局の管理施設が関係する箇所について、課題解決のためさらに連携を強化します。

特に砂浜の保全の要望の強い大谷海岸などについては、海岸管理者に加えまちづくりの観点からの調整を進めます。

大谷海岸付近の海岸管理区分 →



● 迅速な工事着手・推進

協議設計箇所のうち実施保留解除が完了した箇所は速やかに工事発注手続きを進め早期の完成を目指します。

戸倉海岸進捗状況 (H24.12 現在) →



● 海岸堤防の完成 (県施工区間)

レベル1クラスの津波から生命・財産を守るため整備を進めている海岸構造物が長期的な観点から地域の歴史、風土、景観や環境保全に配慮した整備を行います。

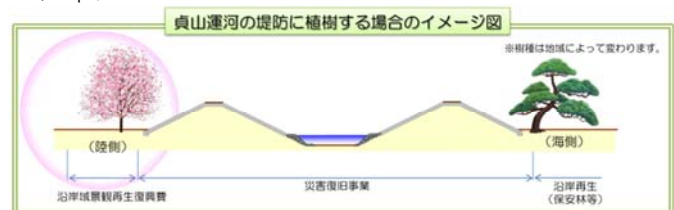
戸倉海岸 (完成後・イメージ) →



● 沿岸域景観再生復興事業

沿岸域の河川には、これまで桜や松などにより美しい景観を形成し地元の人々に親しまれてきたことから、これらの美しい景観の再生を復興のシンボルとすべく沿岸域の河川に地元・民間企業・ボランティア等と協働した事業を展開します。

塩害により枯れた桜→



## ② 最大クラスの津波（レベル2津波）に対応した防潮堤や多重防御施設の整備について

### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 津波防御施設、まちづくり、避難体制の三位一体となった広義の多重型津波防災対策の構築

### 平成24年度の取り組み

#### 【平成24年度】

- 沿岸防護施設の粘り強い構造について（H24.3）

東日本大震災では、巨大津波が既設の海岸・河川堤防を大きく越流し、施設に壊滅的な被害をもたらしました。この壊滅的被害を教訓にして、沿岸防護施設復旧にあたっては、想定外の外力が作用しても、破壊・倒壊しにくい構造とし、一定の機能を保持するか、もしくは復旧の容易性を確保するなど、二次被害を軽減できる構造またはシステムを構築する必要があります。

このため、海岸堤防では、最大クラスの巨大津波が来襲して施設を越えることとなっても、背後に道路施設や盛土した防災緑地を併設するなどの構造上の工夫により、法尻や堤体の浸食、吸い出しなどの被災を受け難くし、壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される「粘り強い」構造とすることとしています。

- 多重防御施設の整備について

仙台湾沿岸市町において計画されている「多重防御」を基本としたまちづくりを実現するため、多重防御機能を有する盛土構造の道路整備の考え方を整理し、その重要性和効果について関係省庁の理解を得て、復興交付金事業による整備が認められました。

当該道路は、一次避難に加えて、津波避難タワー等の避難場所からの二次避難や、被災者の救出に使用する「避難路・救出路」として整備することとし、その構造については、今次津波の被災状況を踏まえて、津波により冠水した場合でも水はけが早く、早期の啓開・救出を可能とする2m以上の盛土構造とし、津波襲来後にも施設機能を維持できる10m以上の幅員を確保することとしています。

県管理道路については、平成24年12月までに相馬互理線、門脇流留線など2路線が採択され、調査設計に着手したところであり、一日も早い完成に向けて整備を進めていきます。

なお、市町の計画する多重防御施設についても、県が一体的に、復興庁と調整を図っていくこととしています。

- 港湾における漂流物対策施設整備について

仙台塩釜港（仙台港区）では、想定を越える津波により、コンテナ、完成自動車などの貨物が流出・散乱し、背後の家屋などの倒壊を誘発すると共に、港湾内外において多くの障害物が漂流・沈没し、船舶や車両による緊急物資の輸送に支障となりました。

このため、コンテナ、完成自動車、船舶及び木材の浮上・流出浸水深を考慮した上で、臨港道路の一部嵩上げ等により港湾に隣接した地域へのがれきなどによる二次災害防止のための港湾貨物の流出抑制や港湾労働者のための避難道路、救助道路及び緊急物資の輸送道路を確保します。

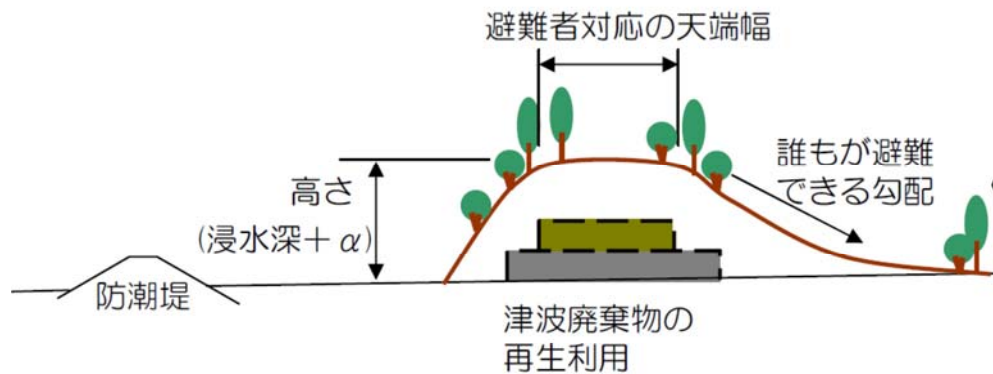


● 防災公園の整備について

海岸部に位置する県立都市公園の岩沼海浜緑地と矢本海浜緑地は、津波により壊滅的な被害を受けましたが、幸いにも園内で犠牲者はいませんでした。

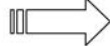
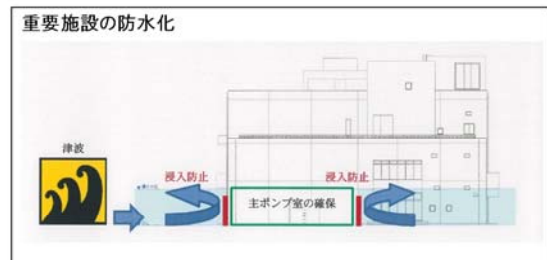
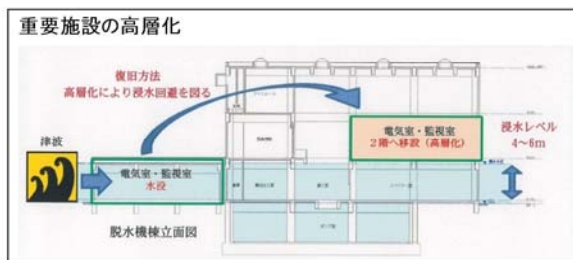
しかし、安全性の向上が再開園のために必要であり、来園者が今までのように安心して遊べるよう、逃げ遅れ対策としての今次津波でも浸水しない高さの一時避難地となる築山や、避難道路になる公園進入路の新設など、防災機能向上のための整備を進めていきます。

平成24年度には、復興交付金による岩沼海浜緑地の整備が採択され、調査設計を始めており、安全で快適な憩いの場となるよう、災害復旧事業と合わせて整備を進めていきます。



● 下水道施設の浸水対策

東日本大震災の津波被害により、機能を停止した沿岸部の下水道処理場について、災害復旧事業において、ポンプ施設、電気・監視施設などの重要施設について被害リスクの低減を図るため、今時津波の高さに対応した浸水対策を実施しています。



● 津波避難路の考え方について

津波避難路については、今次津波での経験を踏まえて、徒歩避難を原則としながらも、災害時要援護者や避難困難地域で業務に従事する方などの円滑な避難を可能とするため、自動車利用による避難も想定することとし、その考え方について「津波避難のための施設整備指針」（平成24年3月策定）に取りまとめました。

避難路の構造については、大規模地震時の消防・救助活動や、避難時の自動車の乗り捨ても想定し、路側に緊急車両を停車した場合でも、避難車両等のすれ違いを可能とする幅員を確保すること等を定めており、平成24年11月定例会で条例化が認められました。

● 避難計画の考え方について（H24.3）

津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し、「津波避難のための施設整備指針」としてとりまとめました。策定にあたっては、今次津波の際の避難行動分析によって明らかとなった課題の他、国の動きや、既存の宮城県津波対策ガイドライン等における津波避難計画の要素を取り入れました。

また、7月には、沿岸被災市町を対象に津波避難タワーや避難誘導サインに関する現地見学を兼ねて、津波避難に関する勉強会を開催しました。

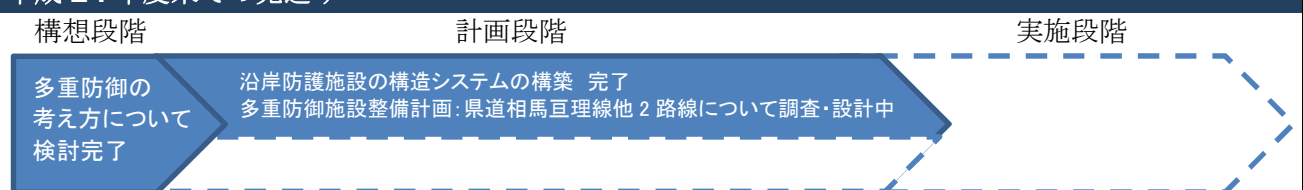
● 津波浸水予測図の提供について

各被災市町では、避難計画を策定し、避難道路や避難施設、避難誘導標識等の整備を予定しているため、その前提となる津波浸水予測図については、県が市町へ提供することとなります。

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行、法律第123号）では、津波浸水予測を最悪の条件で実施するため、まちづくりのために各市町で住民に説明している浸水区域と異なる結果となります。具体的には、潮位の条件、地盤変動、施設条件などが大きく異なっています。これは、避難計画を策定することを前提とするため、より安全側に前提条件を設定しているためです。

住民への公表にあたっては、前提条件などの違いなどを丁寧に説明しながら、市町と調整しながら進めていくこととしています。

平成24年度末での見込み



今後の取り組みについて

【平成 25 年度以降】

● 多重防御施設の整備について

多重防御機能を有する盛土構造の道路のうち、相馬亘理線、門脇流留線などの県管理道路 2 路線については、復興交付金事業を活用して、必要な調査設計を早期に完了させるとともに、平成 25 年度には本格的な工事に着手し、一日も早い完成に向けて整備を進めていきます。

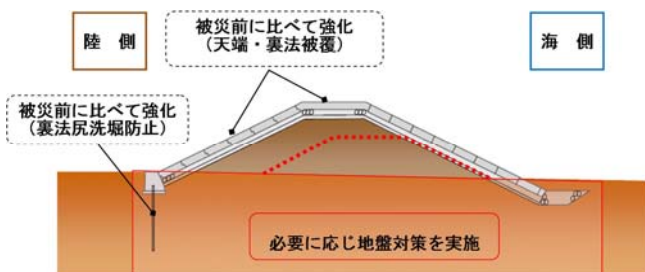
なお、市町の計画する多重防御施設についても、県が一体的に、復興庁と調整を図っていくこととしています。

● 沿岸防護施設の粘り強い構造について

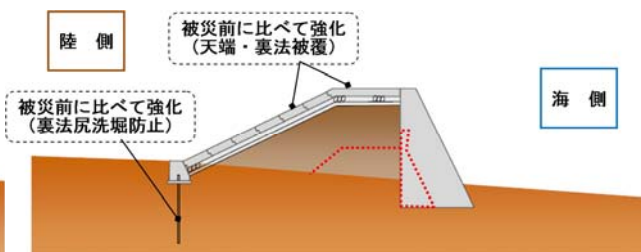
現地調査の結果から得られた被災事例により、「粘り強い」構造を提案していますが、その後の詳細調査等による「粘り強い」構造諸元の決定や、詳細設計による構造詳細への導入を進めています。構造諸元は、強い浸食を受ける裏法の法尻部や法肩部の「耐力強化」や法面の緩傾斜化による「作用力低減」などに配慮しています。

堤防断面	: 一連の復旧区間は同一構造での復旧を基本とする。 (まちづくり、背後利用等により難しい場合を除く)
法面保護	: 天端保護工、裏法被覆工の強化対策を行う。
裏法堤脚保護工	: 堤防の裏法尻には洗堀防止対策を実施する。
地盤対策	: 液状化対策・軟弱地盤対策等必要に応じて別途地盤対策を実施。

◆ 海岸堤防（傾斜堤）標準断面（復旧イメージ）  
【砂浜海岸に採用】



◆ 海岸堤防（直立堤）標準断面（復旧イメージ）  
【岩礁海岸に採用】



● 津波避難路の整備について

「津波避難のための施設整備指針」（平成 24 年 3 月策定）に取りまとめた津波避難路の考え方については、「県道の構造の技術基準等を定める条例」（平成 25 年 4 月施行予定）に県独自基準として位置づけたところであり、今後は、復興交付金事業等を活用しながら、平成 25 年度には本格的な工事に着手し、一日も早い完成に向けて整備を進めていくこととしています。

● 防災公園の整備

矢本海浜緑地は内陸への避難が出来る北上運河を渡る橋まで 3km 以上もあり、避難時間の確保が困難なことから、場所を変えて防災機能を付加して整備を進めていきます。

公園は震災後、ガレキの仮置き場として利用されており、平成 25 年度末には撤去が完了する見込みであり、その後の整備を進めていくこととしています。



### ③ 震災教訓の伝承について

#### 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 防災啓発活動を通じた震災体験の確実な伝承

#### 平成24年度の取り組み

##### 【平成24年度上半期】

- 「かたりべ」の裾野を拡げ「広く」伝承

- ・ 県民への啓発活動（みやぎ津波防災月間、防災パネル展など）（写真①・②）

宮城県では、昭和35年にチリ地震津波が襲った5月を平成17年度から「みやぎ津波防災月間」と定め、津波被害の軽減や津波防災意識の向上を図るため、地域と協働で様々な取組を継続しており、本年度も平成24年5月26日に「津波防災シンポジウム」を開催し、約250名の県民の皆様に参加頂き、津波防災意識の啓発を図りました。

また、津波防災パネル展を、平成24年5月に県庁2階ロビーで開催した他、各地区、各イベントなど、様々な機会をとらえて開催しました。更に、平成24年8月からは、仙台松島道路春日PAに常設展示スペースを設け、復旧・復興の進捗に関する情報を積極的に発信しています。

- ・ 応援都道府県への報告会の開催

現在、本県の公共土木施設（土木部所管）の復旧・復興にあたり、31都道府県から125名（平成24年11月1日現在）の自治法派遣の職員に応援をいただいています。

そこで、現在派遣を頂いている各都道府県へ感謝もこめ、広く東日本大震災の教訓を伝え、派遣の御礼、継続要請とあわせ、本県の被害状況、復旧・復興に向けた取り組み、大震災を踏まえた今後の防災対策のあり方や課題等の報告を行いました。

今回の報告会は、国が南海トラフの被害想定見直しを発表した直後のため、各都道府県とも地震、特に津波に対する意識が高く、熱心に聴講して頂きました。



① 津波防災シンポジウムの様子



② 津波防災パネル展の様子



- “記憶”より“記録”で「永く」伝承

- ・ 津波浸水表示板の設置（3.11 伝承・減災プロジェクト）（H24.3）（写真③）

今回の津波の浸水区域や浸水高さを表示する事により、津波の記憶を風化させずに後世に伝える「しるべ」として、また、実物大のハザードマップとして、地域住民の防災意識の啓発や地域事情に不慣れな観光客等への注意喚起を図り、避難行動のきっかけに結びつく、命を守る取組を展開しています。

- ・ 津波資料のアーカイブ化

東日本大震災は、被害規模が近年にない甚大なものであり、その大きな原因となった津波の写真や映像も数多く記録され、それらの資料は大変貴重なものです。このため、県で撮影した資料以外にも、民間企業で記録した資料も収集し、今後の防災活動等に活用できるよう取りまとめています。あわせて、国、被災県、大学などの様々な関係機関と協力、連携を図りながら被災資料を記録していきます。

- ③ 津波浸水表示板設置事例



東日本大震災  
職員の証言（想い）



東日本大震災  
1年の記録

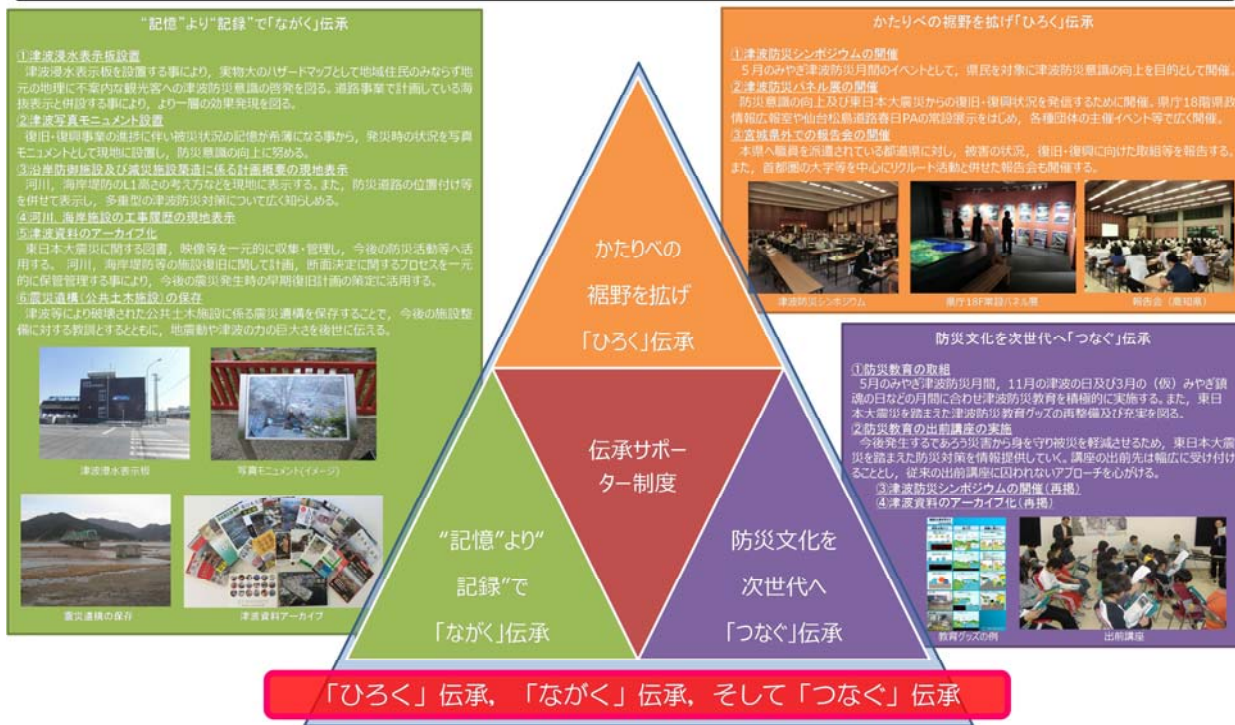
【平成 24 年度下半期】

● 「3. 1 1 伝承減災プロジェクト」の体系化及び伝承サポーター制度の導入

3. 1 1 伝承・減災プロジェクトを①かたりべの裾野を広げ「ひろく」伝承, ②“記憶“より”記録“で「ながく」伝承, ③防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承の三分野に体系化し積極的に伝承を推進していきます。また, 伝承活動が効果的かつ効率的に推進できるよう, 官民協働のひとつの手法として伝承サポーター制度を導入します。

 **3.11伝承・減災プロジェクト**

◆プロジェクト立ち上げの経緯  
津波災害は発生頻度がまれて世代交代を重ねるうちに防災意識が薄れることが指摘されています。そのため, 今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるためには, 東日本大震災の苦い経験を後世に伝承していく取り組みが重要となります。宮城県土木部では「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」の名のもと, 被災事実を後世に伝承し迅速な避難行動に繋がる様々な試みに積極的に取り組んでいます。



◇「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」伝承サポーター制度の創設  
同プロジェクトに賛同し, 伝承・減災を後押しして頂ける方々を広く募集し「伝承サポーター」として認定する。企業, 個人を問わず, サポーターの立場でそれぞれの伝承・減災を進めてもらう。

むすび丸が津波浸水表示板を設置する姿をデザインしたプロジェクトロゴマークを作成し, 今後の活動において積極的に活用していきます。



● 「かたりべ」の裾野を拡げ「広く」伝承

仙台松島道路春日PAの常設展示に続き、県庁18階県政広報展示室に“津波防災パネル”の常設展示コーナーを設け、復旧・復興の進捗状況などの最新情報の発信について、積極的に取り組みを広げていきます。

被災三県の協働での取組として、被害状況、復旧・復興に向けた取り組みや、今後の防災対策のあり方など、広く知らしめる取り組みを行う様、協議を進め実践していきます。



県庁18階県政広報展示室 パネル展示(常設)状況

● “記憶“より”記録“で「永く」伝承

各地方公所においても復旧・復興の進捗状況等、最新情報の発信を積極的な取り組みを広げていきます。

津波浸水表示板設置による防災意識の啓発については、抽出箇所への設置やモニタリング調査を実施し、設置位置、高さと表示板の大きさ等を整理した設置指針を作成し、沿岸市町に説明するとともに、次年度以降の市町と協働取り組みへと発展させていきます。

発刊された書籍、図書などを購入し、貸出(職員間)する仕組みを構築し、ライブラリー化を図って行きます。

災害復旧・復興事業により、再構築されていく被災した公共土木施設については、津波の威力を生で感じさせる貴重な土木遺産でもあり、その姿を写真や動画に残し、後世に伝えていきます。



東日本大震災関連書籍 ライブラリー化

● 防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承

5月のみやぎ津波防災月間、11月の津波の日及び3月の(仮)みやぎ鎮魂の日などの月間に合わせ津波防災教育を積極的に実施していきます。また、東日本大震災を踏まえた津波防災教育グッズの再整備及び充実を図ります。



今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるため、東日本大震災を踏まえた防災対策を出前講座等により情報提供していきます。

● 「3.11 伝承・減災プロジェクト」 伝承サポーター制度の創設

同プロジェクトに賛同し、伝承・減災を後押しして頂ける方々を広く募集し「伝承サポーター」として認定する。企業、個人を問わず、サポーターの立場でそれぞれの伝承・減災を進めてもらう。

● 震災復興祈念公園について

今回の大震災は、県内で1万人を超える方々が犠牲となる未曾有の大災害となりました。被災市町では、犠牲者の「追悼や鎮魂の場」として、さらには震災の「教訓を伝承する場」として、復興交付金を活用した公園の整備を計画しています。

県では、これらの祈念公園をネットワーク化し、みやぎが一つになって犠牲者を慰霊しようと、被災市町と共に「震災復興祈念公園構想連絡調整会」を設置し、構想の具体化へ向け検討をおこなっています。

ネットワークの中核には、国内最大の被災地となった石巻市の公園を据え、国営の祈念施設の整備を要望しています。



震災復興祈念公園概念図

平成 24 年度末での見込み



## 今後の取り組みについて

## 【平成 25 年度以降】

## ● かたりべの裾野を拡げ「広く」伝承

5月の「みやぎ津波防災月間」に津波防災シンポジウムを開催し、防災意識の更なる啓発に努めます。

## 【平成 25 年度 津波防災シンポジウム】(案)

本シンポジウムは、～地域で育てる津波防災文化～(案)を副題とし、群馬大学大学院片田教授を招いて、東日本大震災を踏まえた今後の津波防災教育などに関して、講演を頂き、防災意識の啓発に努めていきます。

復旧・復興の進捗などの“かたりべ行脚”を計画的に実践するとともに、被災三県協働によるシンポジウムなどを首都圏での開催し、職員支援を頂いている派遣先へ御礼と継続要請を行うとともに、大震災の教訓を伝承し、減災・防災に役立てて頂くための、情報提供などについても検討していきます。

## ● “記憶“より”記録“で「永く」伝承

まちづくりや復興道路計画と併せ、津波浸水表示板設置を推進するとともに、国土交通省で計画されている道路標識への海拔表示と併設する事により、より一層の効果促進を図ります。



(例) 併設する事により、海拔値と今次津波浸水深の相関が図られ、数値の意味合いが色濃くなる。

復旧・復興が進むにつれ被災時の記憶が薄れる事になり、併せて津波防災に関する意識も希薄になる事から、被災状況を写真モニュメントとして、現地に設置し防災意識の向上に努めていきます。

東日本大震災に関する図書や映像等の一元的管理、被災した海岸、橋梁施設等の災害復旧工事の記録を動画として記録するなど、後世に伝承していく取り組みを継続していきます。

沿岸防御施設及び減災施設建設に係る計画概要板などを現地に表示する事により、津波防護レベル及び津波減災レベルのわかりやすい解説に努め、津波防災意識向上を図っていきます。

## ● 防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承

震災前から取り組んでいる出前講座による津波防災教育について、東日本大震災を踏まえ教材の見直しや充実などに取り組んでいきます。

また、災害に強い人材を育成していくため、市町村研修や防災訓練担当者養成講座など、内容の充実を図るとともに、引続き実施していきます。



平成24年度 防災訓練担当者養成講座実施状況

● 伝承サポーターの認定防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承

伝承サポーターの認定（第一回目認定）を平成25年度第二四半期頃を目安に実施します。

● 震災復興祈念公園の整備

石巻市に設置を要望している国営の祈念施設については、平成25年度に基本構想検討調査費が計上され、国による本格的な調査が進められていきますが、県を代表する祈念公園となることから、県が深く関わりを持って、県民の様々な想いが十分反映された公園となるよう、慎重に検討を進めています。

被災市町が計画している復興祈念公園についても、復興庁や国交省と調整を図っていくこととしています。



震災復興祈念公園の整備



## (2) 復興まちづくり事業の推進

## ① 防災集団移転促進事業及び都市再生土地区画整理事業の制度及び執行について

## 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- まちづくり計画と災害復旧事業等との調整
- 早期の住宅再建等を図るために、速やかな住民合意の形成や事業着手が必要
- 災害危険区域外での住宅再建に対する市町の独自支援のための財源確保が必要

## 平成 24 年度の取り組み

## 【平成 24 年度上半期】

## ● 防災集団移転促進事業の促進について (H24.3～)

防災集団移転促進事業については、平成 24 年 9 月末現在、10 市町 115 地区で国土交通大臣同意を得ており、そのうち 2 市 6 地区で工事着手しています。

平成 24 年 8 月 5 日に、岩沼市の玉浦西地区において、防災集団移転促進事業の全国第 1 号の起工式を行いました。

## ● 被災市街地復興土地区画整理事業の促進について (H24.3～)

被災市街地復興土地区画整理事業については、平成 24 年 9 月末現在、6 市町 9 地区で都市計画決定しており、そのうち 3 市町 3 地区が事業認可済みです。

平成 24 年 9 月 29 日に、女川町において、被災市街地復興土地区画整理事業の県内第 1 号の工事着工式を行いました。

## ● 復興まちづくりにおける技術的支援

## ・「災害に強いまちづくり宮城モデル」構築推進連絡調整会議の設置 (H24.4)

県と市町が相互に問題意識を共有するとともに、各市町がお互いのまちづくりの進捗や懸案事項に関する情報の共有を図り、スピード感をもって復旧・復興事業に取り組むことを目的に設置しました。

## ・事業勉強会の実施 (H24.5, H24.7)

被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業について、市町職員及びコンサルタントを対象に、制度の概要や留意点の解説等を行いました。また、疑問点の国等への照会や計画策定時に利用できるチェックリスト等の作成も行いました。

## ・金融機関に対する防災集団移転促進事業説明会 (H24.5)

防災集団移転促進事業における移転元地の買取りの際の抵当権の処理について、金融機関に事業制度や課題を説明することにより、各機関での対応を促しました。

## ● まちづくりに係る JR 線復旧との調整

まちづくりと関連する JR 線の復旧について、鉄道事業者との復旧ルートや駅前広場の設置等調整を行っています。

## ● 復興まちづくりの進捗状況の情報共有 (H24.4～)

沿岸被災 15 市町が相互に進捗状況や課題の共有が図れるよう「復興まちづくり通信」を発行しました。

## ● 復興まちづくり担当員の配置 (H24.4～)

復興まちづくりについて、市町と県の間での情報共有を図るとともに、気軽に事業や技術的な相談に応じられるよう、沿岸の土木事務所に専属の復興まちづくり担当員を配置しています。

**【平成 24 年度下半期】**

● **防災集団移転促進事業の促進について**

現在計画されている 187 地区について、国土交通大臣同意を得られるように、市町の計画策定に対して、指導・助言を行っており、平成 25 年 2 月末までに 177 地区が同意を得ています。

また、移転跡地の買い取りの支障となる抵当権の解除について、11 月 12 日に金融機関向け説明会を開催し、債務が残ったまま抵当権を解除するスキームを提示し、これまでに地元銀行を中心に、全ての金融機関から新スキームへの対応する旨、合意を得ている。また、市町もこのスキームに対応することとしており、買い取りが進むものと期待されます。

● **被災市街地復興土地区画整理事業の促進について**

現在計画されている 34 地区の内、防災集団移転跡地の箇所を含む地区について、早期に都市計画決定を行えるよう、市町の計画策定に対して指導・助言を行っており、平成 25 年 2 月末までに、16 地区が都市計画決定を行っています。

● **市町への支援**

東松島市、女川町では UR 都市機構へ一括業務委託、山元町では町単独での CM 方式を実施しており、引き続き国や関係機関と連携を図りながら、市町のニーズを踏まえた入札・契約方式について必要な制度設計を進めていきます。

復興まちづくりに関連した各種事業の工程調整を行うための「復興まちづくりカルテ」の作成を進めており、これにより事業間の工程調整・管理を行うとともに、被災者に対して住宅再建のスケジュールについて 3 月末に調整が整った地区から順次公表します。

市町が独自に行っている住宅再建支援について、震災復興特別交付税による財源措置が補正予算に盛り込まれました。

**平成 24 年度末での見込み**

構 想 段 階

計 画 段 階

完了

被災市街地復興土地区画整理事業  
都市計画決定済 10 市町 19 地区、  
防災集団移転促進事業  
大臣同意済 12 市町 187 地区(完了)

工事着手 8 市町 43 地区  
(区画整理・防集事業の重複を含む)

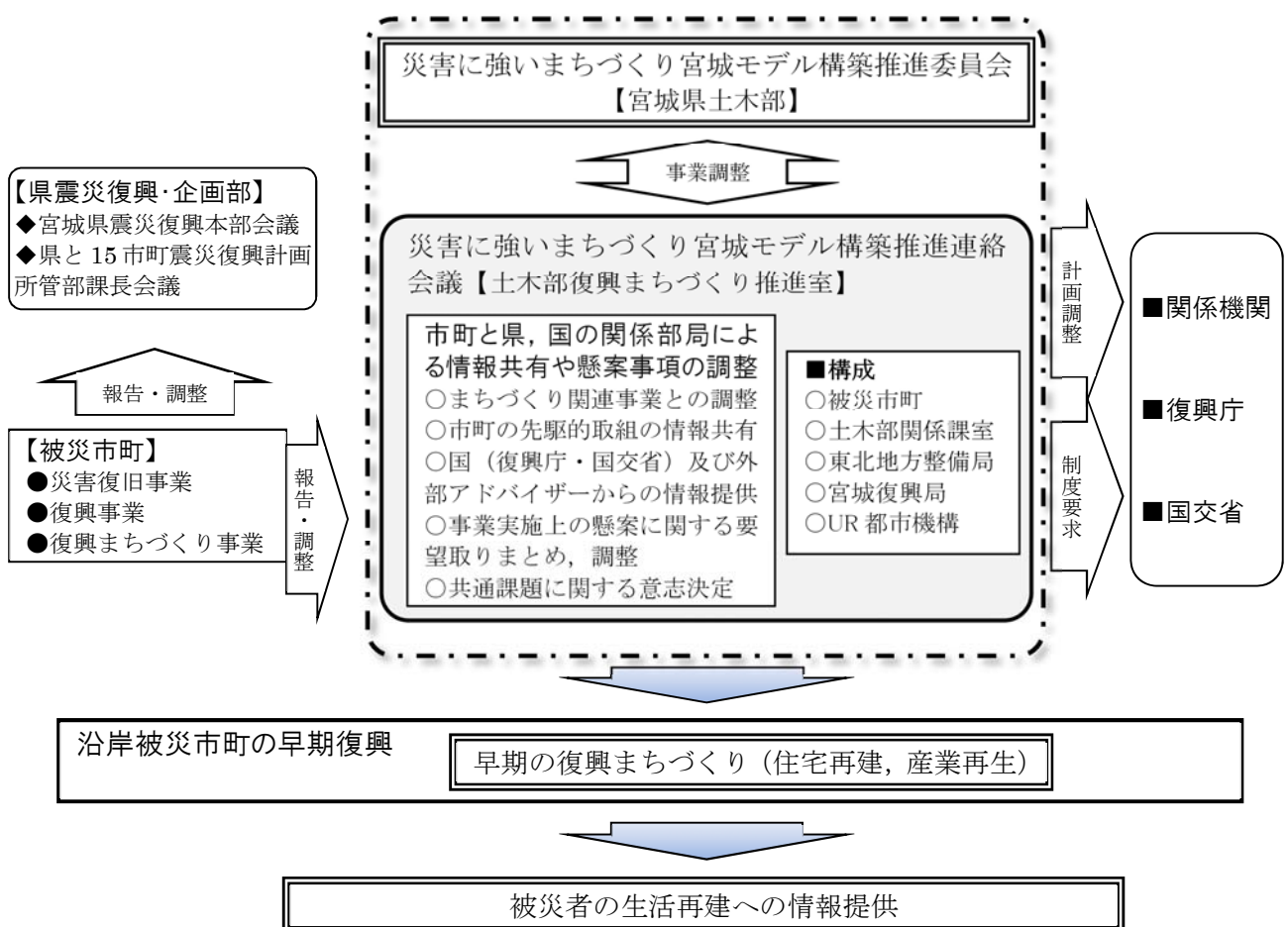
今後の取り組みについて

【平成25年度以降】

防災集団移転促進事業による移転は順次進んでいきますが、被災した移転元地については、土地利用計画の策定が進んでいない地区が多いことから、計画策定に助言するとともに、円滑な事業化に向けて課題を整理したうえで、跡地利用のイメージを提示します。併せて、必要に応じて国への事業制度の要望や関係機関等との事業調整を市町とともにを行います。

「復興まちづくりカルテ」によるフォローアップを定期的に行い、事業間の工程調整を通じ、早期の住宅再建、産業再生を目指すとともに、各事業の行程を公表し、被災者の生活再建への情報提供を行います。

■平成25年度以降のまちづくり支援 模式図



② 復興まちづくり事業に関する各種法律等の運用について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 復興事業の円滑な実施のため、土地利用調整等が必要

平成24年度の取り組み

【平成24年度上半期】

- 復興整備計画について  
東日本大震災復興特別区域法に基づき、各市町復興整備協議会を経て復興整備計画を公表することによって、土地利用に関する特例許可や手続きのワンストップ化を受けることができます。  
【特例許可】：市街化調整区域での開発行為の許可，農地転用の許可等  
【手続きのワンストップ化】：農地転用許可，地域森林計画区域の変更，保安林の指定・解除等  
本県では、復興整備計画を各市町と共同で作成しており、各市町の復興整備協議会の事務処理や運営等を共同で行っています。

- 復興整備協議会の開催状況  
平成24年2月17日に14市町で各市町復興整備協議会を設立しました。  
以降、復興整備協議会を約1ヶ月に1回のペースで開催しており、14市町でのべ27回協議会を開催しています。(変更分を含む)。(H24.9 現在)

- 復興整備計画の公表状況

平成24年9月18日公表分まで

	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業	災害公営住宅整備事業	都市計画道路事業	津波復興拠点整備事業	農産物供給施設整備事業	太陽光発電事業	計
仙台市	14	0	0	0	0	0	0	14
石巻市	24	2	0	0	0	0	1	27
気仙沼市	23	2	0	4	0	0	0	29
名取市	1	1	1	2	0	0	0	5
岩沼市	2	0	1	0	0	0	0	3
東松島市	7	2	6	0	0	0	0	15
亘理町	6	0	5	0	0	1	0	12
山元町	0	0	1	0	0	0	0	1
女川町	21	1	0	0	0	0	0	22
南三陸町	16	1	4	3	2	0	0	26
計	114	9	18	9	2	1	1	154

- 災害危険区域について  
各市町の条例で、津波等による危険の著しい区域を指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを定めています。  
県では、各市町の災害危険区域について適切な指定がなされるよう助言しています。

- 災害危険区域の指定状況（東日本大震災に係るもの）

平成24年9月30日告示分まで

市町名	条例施行日	区域告示日
山元町	H23.11.11	H23.11.11
仙台市	H23.12.16	H23.12.16
南三陸町	H24. 4. 1	H24. 4. 1
東松島市	H24. 3.15	H24. 6. 1
亘理町	H24. 6.18	H24. 6.18
気仙沼市	H24. 6.29	H24. 7. 9
七ヶ浜町	H24. 9.20	H24. 9.20
名取市	H24. 9.25	H24. 9.25

【平成24年度下半期】

● 復興整備計画について

復興整備協議会は、おおむね1ヶ月に1回開催しています。

県内では、現時点で約187地区の防災集団移転促進事業、約34地区の土地区画整理事業が予定されています。復興整備計画に位置付けることが必要な事業については、全て今年度内に復興整備計画に位置付け公表する予定です。

● 被災市街地復興推進地域の今後の対応について

市町は建築制限の期間満了の日（平成25年3月10日）までに土地区画整理事業や地区計画の決定等、復興まちづくりの方針を住民に対して示す必要があります。県としては、各市町が確実にこれらの計画を実現できるように、支援を続けていきます。

宮城県内の被災市街地復興推進地域の決定状況

市町村名	地区名	面積	都市計画決定告示年月日
石巻市	石巻西部地区	約207.9ha	平成23年9月12日
	石巻中部地区	約226.2ha	
	石巻東部地区	約15.3ha	
	石巻市合計	約449.4ha	
東松島市	東松島大曲地区	約54.4ha	平成23年11月1日 平成24年5月30日(変更)
	東松島野蒜地区	約203.6ha	
	東松島市合計	約258.0ha	
気仙沼市	鹿折・魚町・南町地区	約84.9ha	平成23年11月11日
	南気仙沼地区	約137.3ha	
	松岩・面瀬地区	約44.5ha	
	気仙沼市合計	約266.7ha	
名取市	閑上地区	約121.8ha	平成23年11月11日 平成24年3月30日(変更)
女川町	女川	約226.4ha	平成23年11月11日 平成24年3月30日(変更)
南三陸町	志津川地区	約123.4ha	平成23年11月11日
仙台市	蒲生北部地区	約108ha	平成24年11月1日

● 災害危険区域の指定状況（東日本大震災に係るもの）

平成25年3月1日告示分まで

市町名	条例施行日	区域告示日
石巻市	H23.12.26	H24.12.1
女川町	H24.9.18	H24.12.10
岩沼市	H24.12.17	H24.12.17
塩竈市	H24.12.19	H25.3.1

平成24年度末での見込み

復興整備計画にて公表

集団移転促進事業 約187地区中187地区の公表 100.0%

土地区画整理事業 約34地区中19地区の公表 55.9%

今後の取り組みについて

【平成 25 年度以降】

復興整備計画に記載した復興事業について、特例許可の追加等が多数予想されるため、平成 24 年度と同等の頻度で、復興整備協議会を開催する予定です。

平成 25 年度の復興整備協議会及び都市計画審議会の開催予定

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
復興整備協議会	●		●	●	●	●		●	●		●	●	●	12 回
市町・県 都市計画審議会			●		●		●				●		●	6 回

県は各市町の復興整備計画策定の共同作成者であり、引き続き庁内外の関係者との調整や復興整備協議会の運営について支援を行います。復興整備協議会はおおむね 1 ヶ月に 1 回開催する予定です。

また、復興整備計画に都市計画の決定する事項を記載しようとするときは、通常の都市計画の手続きが必要となるため、市町決定案件の場合に指導・助言するとともに、県決定案件に対して臨機に対応できるように県都市計画審議会をおおむね 2 ヶ月に 1 回開催する予定です。



## (3) 復興住宅の整備

## ① 自力再建への支援について

## 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 被災した住宅にローンを有する方が新たな住宅ローンを組んで住宅再建する場合、負担増

## 平成24年度の取り組み

## 【平成24年度上半期】

## ● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

- ・補助申請受付開始年月日 平成24年1月23日
- ・趣旨

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額を補助するものです。

- ・補助対象要件（以下のすべてを満す方）

イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災（平成23年3月11日）以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方

ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に5百万円以上の既存の住宅ローンを有する方

ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、5百万円以上の新たな住宅ローンを有する方

- ・事業期間 平成27年度末（平成28年3月31日）までに補助申請される方
- ・補助金額

既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限50万円））を補助します。

## ● その他の住宅の自立再建支援

- ・災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）

被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地の補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。

- ・地域型復興住宅の普及（宮城県地域型復興住宅推進協議会）

「宮城県地域型復興住宅推進協議会」と連携し、「地域型復興住宅」の普及により、地域産業の活性化を図るとともに、被災者の自立再建を促進しています。

- ・みやぎ復興住宅整備推進会議（H24.6.8 第1回開催，H24.8.30 第2回開催）

住宅・まちづくりに携わる関係機関・団体等が、住宅・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報を発信しています。

**【平成 24 年度下半期】**

● **宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）**

「防災集団移転促進事業」や「土地区画整理事業」等の進展により、住宅再建のための土地が確保されつつあり、被災者の自宅再建が進むことで本事業の利用も増加すると予想されるので更なる利用促進に向けて、引き続き事業の周知に努めます。

＜事業概要＞

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額を補助するものです。

- ・補助対象要件（以下のすべてを満す方）

イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方

ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に500万円以上の既存の住宅ローンを有する方

ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、500万円以上の新たな住宅ローンを有する方

- ・事業期間 平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日）までに補助申請される方

（補助申請受付開始年月日 平成 24 年 1 月 23 日）

- ・補助額 既存の住宅ローンにかかる 5 年間の利子相当額（上限 50 万円）

● **その他の住宅の自立再建支援**

国や民間等における住宅再建に係る各種の支援事業について、引き続き周知に努めます。

- ・住宅金融支援機構による災害復興住宅融資
- ・県による県産材使用住宅の建設や住宅用太陽光発電設備設置への支援
- ・宮城県地域型復興住宅推進協議会による地域型復興住宅

**平成 24 年度末での見込み**



## 今後の取り組みについて

## 【平成 25 年度以降】

## ● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

「防災集団移転促進事業」や「土地区画整理事業」等の更なる進展により、住宅再建のための土地が確保されることにより被災者の自宅再建が進み、本支援事業の利用も増加するものと予想されるので、引き続き事業の周知に努め、更なる利用促進を図り、被災者の自立再建を促進します。

- ・ 県のホームページ
- ・ 県政だより
- ・ 県からのお知らせ（新聞欄）
- ・ NHKデータ放送情報欄
- ・ 各土木事務所、各市町村窓口でのチラシ・手引きの設置
- ・ 各市町村における広報等への掲載 等々

## ● その他の住宅の自立再建支援

国や民間等における住宅再建に係る各種の支援について、引き続き周知に努め、更なる利用促進を図り、被災者の自立再建を促進します。

- ・ 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資  
被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利融資を実施するもので、その活用を図り、被災者の自立再建を促進します。
- ・ 県による県産材使用住宅の建設や住宅用太陽光発電設備設置への支援  
農林水産部による一定以上の県産材を使用し住宅を建設した場合における補助事業や環境生活部による住宅用太陽光発電設備を設置した場合における補助事業など、他部局による被災者の住宅再建に係る事業について、その活用を図り、被災者の自立再建を促進します。
- ・ 宮城県地域型復興住宅推進協議会による地域型復興住宅  
被災者の自力再建のために、長期利用、将来成長、環境対応、廉価、地域適合及び需要対応の6つのコンセプトを満たす在来木造戸建て住宅を円滑に供給するための生産システムで造る地域型復興住宅を、「宮城県地域型復興住宅推進協議会」と連携して普及を図ることにより、地域産業の活性化と被災者の自立再建を促進します。

② 災害公営住宅及び復興住宅の整備に係る市町の支援について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 災害公営住宅の整備に必要な用地の確保
- 市町における建築技術系職員等不足に対する支援が必要

平成24年度の取り組み

【平成24年度上半期】

● 災害公営住宅の整備について (H24.9 末現在)

「宮城県復興住宅計画」に基づき、民間企業、各種団体と連携しながら15,000戸の災害公営住宅を整備していきます。災害公営住宅の整備計画戸数15,000戸のうち、2,659戸(14市町32地区)について事業着手しており、その内797戸(6市町10地区)を県が市町から受託し整備を進めています。

● 災害公営住宅の整備指針について (H24.7)

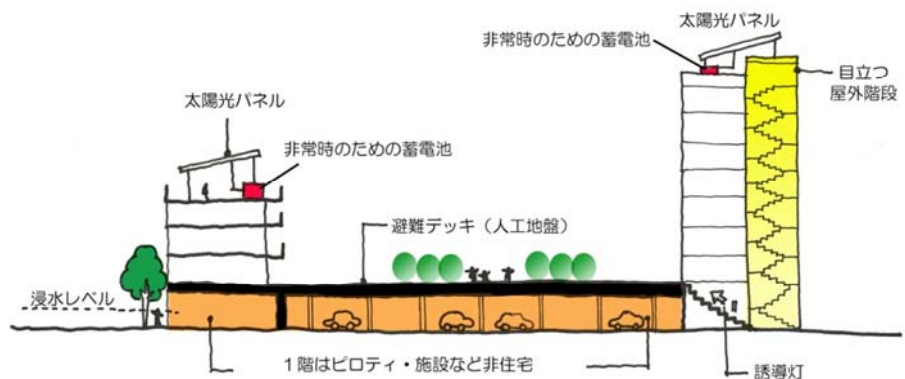
県内で整備を行う災害公営住宅を対象とし、「宮城県復興住宅計画」の基本目標を達成すべく、災害公営住宅の整備の基本的な考え方や地域特性に配慮した取組みを示すため、災害公営住宅の整備を予定している市町と調整を図りながら、「宮城県災害公営住宅整備指針<ガイドライン>」を作成しました。

また、ガイドラインにあわせ、市町村の担当者や設計者向けに、災害公営住宅の設計を行うにあたって必要な事項を示すための「宮城県災害公営住宅設計標準」を作成しました。

このガイドライン等により、快適で安心できる良好な居住空間を備えた、災害に強いまちづくり宮城モデルとしての災害公営住宅の整備を推進します。



宮城県災害公営住宅整備指針  
<ガイドライン>



ガイドラインに盛り込んだ  
防災機能を備えた災害公営住宅のイメージ

● みやぎ復興住宅整備推進会議 (H24.6.8 第1回開催, H24.8.30 第2回開催) (再掲)

住宅・まちづくりに携わる関係機関・団体等が、住宅・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報を発信しています。



● 公募型買取災害公営住宅整備に関する実施要綱等について (H24.9.7)

民間事業者を活用した公募買取りによる災害公営住宅の整備が円滑に進むよう、「公募型買取災害公営住宅整備事業実施要綱(案)」等を整備しました。

【平成24年度下半期】

「宮城県復興住宅計画」に基づき、民間企業、各種団体と連携しながら15,000戸の災害公営住宅を整備していきます。このうち平成24年度中には、合計約7,100戸、約5割の事業に着手します。

県受託分については、平成24年度内に、

事業着手(設計着手等)：7市町21地区1,707戸 工事着手：3市町4地区196戸  
を見込んでいます。

現在、県が山元町から受託し整備を進めている山元町新山下駅周辺地区第1期(木造・長屋建て26戸)については、平成24年度内の完成を予定しています。



山元町新山下駅周辺地区第1期イメージパース

市町村と県の連携を目的に組織した「復興住宅市町村連絡調整会議」を継続的に開催し、情報共有や各種調整を行います。

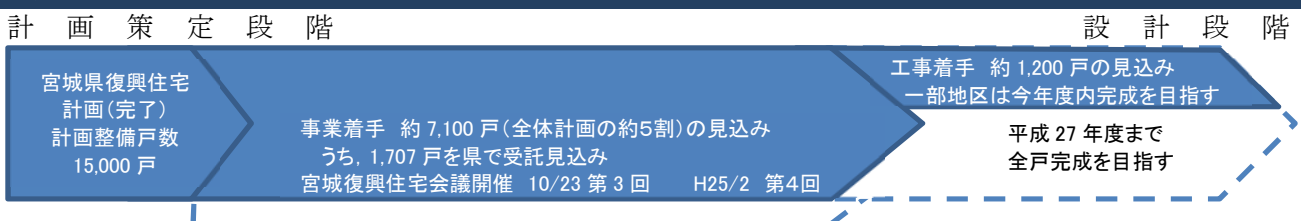
また、住まい・まちづくりに携わる関係機関・団体等で組織する「みやぎ復興住宅整備推進会議」を継続的に開催し、住まい・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、復興住宅相談会、セミナー等の支援についても実施します。



第3回みやぎ復興住宅整備推進会議(平成24年10月23日開催)  
みやぎ復興住宅整備

推進会議ロゴマーク

平成24年度末での見込み



今後の取り組みについて

【平成 25 年度以降】

これまでの取組を一層充実・強化させ、平成 27 年度までの全戸完成に向けて、災害公営住宅の整備を進めます。



亶理町荒浜地区イメージパース  
イメージパース



東松島市鳴瀬給食センター跡地区



山元町新山下駅周辺地区第 2 期イメージパース



山元町新山下駅周辺地区第 1

期



宮城県産材活用の推進

## (4) 命の道となる防災道路ネットワークの整備

## 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

●復興道路に位置づけられた三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域

連携軸の強化

●東北の発展を支える基幹的社会資本整備として、加速的な整備を推進

## 平成24年度の取り組み

## 【平成24年度】

## ●三陸縦貫自動車道の整備促進について

三陸道については、宮城県道路公社が進める仙台松島道路VI期事業のうち、利府中 IC～松島海岸 IC 間の4車線化が完了し、平成24年7月12日に供用を開始するとともに、三陸道における初の本格的PAである春日PAが平成24年8月8日にオープンしました。松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC 間の4車線化（VII期事業）についても平成24年8月7日に国の事業認可を受け、平成26年度供用を目指し、事業を推進していきます。

また、石巻北 IC 及び石巻北インター線の着工式が平成24年9月8日に開催されるなど、着実な整備促進が図られています。

さらに、国が整備を進める三陸縦貫自動車道については、仙塩道路や矢本石巻道路の4車線化事業が進められており、気仙沼・本吉地域の新設区間については、平成24年7月に国から用地取得事務の一部を受託し、県土地開発公社と一体となって、用地取得を推進すると共に、国と連携を図りながら早期に全線供用が図られるよう、支援していきます。

## ●みやぎ県北高速幹線道路の整備推進について

みやぎ県北高速幹線道路については、平成23年11月に事業採択された三陸道登米 IC～登米市中田町石森間のII期区間の調査を進めているほか、登米市中田町石森～迫町北方舟橋間のIII期、栗原市築館加倉～築館バイパス間のIV期についても、早期事業化に向けて調査を進めるとともに、関係機関と調整を進めています。

## ●郡界道路や県際道路等の整備について

今回の大震災で長期間にわたり孤立した大島と本土を結ぶ「大島架橋」は、平成30年度の完成に向けて、平成23年10月及び平成24年7月に「大島架橋設計検討委員会」を開催し、橋梁の設計を進めているほか、取付道路の工事着手に向けて用地取得を進めています。

その他の道路についても、復興交付金事業の活用等により新規事業化を図るなど、早期に安全で安心な道路ネットワークの形成に向けた取り組みを進めています。

## 【その他の主な事業箇所】

(国)113号 館矢間バイパス H24.5.31 供用開始

(主)岩沼蔵王線 大師・姥ヶ懐工区 平成24年度事業着手

(国)347号 宇津野(2)工区、柳瀬(2)工区 通年通行に向けて事業推進



仙台松島道路（利府中 IC～松島海岸 IC）4車線化供用



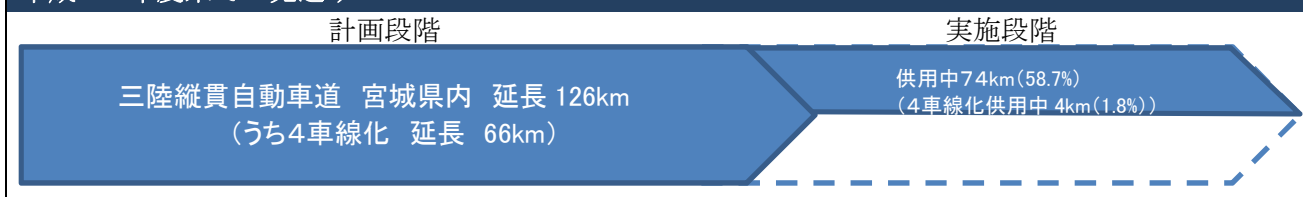
みやぎ県北高速幹線道路 I 期区間



(国)113号館矢間バイパス



平成 24 年度末での見込み



今後の取り組みについて

【平成 25 年度以降】

● 三陸縦貫自動車道等の整備促進について

三陸縦貫自動車道のうち、宮城県道路公社が進める仙台松島道路については、Ⅵ期区間「松島海岸 IC～松島北 IC 間」の平成 25 年度完成を目指すとともに、Ⅶ期区間「松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC 間」についても平成 26 年度完成を目指して事業を推進していきます。

また、国により事業が進められている気仙沼・本吉地域の新設区間については、平成 25 年度の用地取得完了に向けて、県土地開発公社と一体となって、用地取得を推進します。

● みやぎ県北高速幹線道路の整備推進について

みやぎ県北高速幹線道路のうち、平成 23 年度に新規着手した三陸道登米 IC～登米市中田町石森間のⅡ期区間については、平成 29 年度の完成を目指して整備を推進していきます。

また、登米市中田町石森～迫町北方舟橋間のⅢ期区間や栗原市築館加倉～築館バイパス間のⅣ期区間についても早期事業化を図り、三陸縦貫自動車道の進捗に合わせて整備を推進していきます。

● 郡界道路や県際道路等の整備について

大島架橋については、平成 30 年度の完成に向けて、平成 24 年度内に設計を完了させ、平成 25 年度には架橋本体の工事に着手します。また、架橋のアプローチ道路であり、三陸道の IC アクセス道路ともなる大島浪板線については、平成 25 年度内に用地取得の完了を図り、工事を推進していきます。

県際道路である国道 347 号については、未改良区間の加美町宇津野及び柳瀬地区の道路改良工事を進め、改良済み区間については、平成 25 年度より災害防除事業及び雪崩対策事業に着手し、平成 28 年度の通年通行化に向けて整備を推進します。

その他の道路についても、復興交付金事業の活用等により、鋭意事業を推進し、安全で安心な道路ネットワークの早期構築に向けた取り組みを進めていきます。



## (5) 物流・交流基盤の強化

## 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 港湾施設機能強化を図り、物流基盤を充実させるための三港一体化
- 港湾の機能回復や物流機能の確保のための早急な港湾施設の復旧・整備

## 平成 24 年度の取り組み

## 【平成 24 年度上半期】

## ● 仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港一体化について

三港一体化については、東日本大震災からの復興のシンボルとして、平成 24 年 3 月に『宮城県統合港湾長期構想委員会』を開催し、『統合港湾の長期構想と港湾計画の素案』をとりまとめ、同月「仙台塩釜港の港湾区域の変更」（国際拠点港湾仙台塩釜港へ重要港湾石巻港、地方港湾松島港の編入）について宮城県地方港湾審議会に諮問し、三港の統合について県の方針として了承されました。

その後、平成 24 年 8 月に国土交通大臣に対して各港の機能分担を進め、効果的・効率的な整備を図るため、港湾区域の変更にかかる同意協議を行いました。



(宮城県統合港湾長期構

想委員会)

## ● 港湾の復旧・整備について

仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）、仙台塩釜港（石巻港区）は啓開作業により平成 23 年 4 月 1 日から一般貨物船の入港可能となり、応急復旧を平成 23 年 8 月までに完了しました。

復旧については、平成 23 年 12 月まで災害査定を完了し、その後、平成 25 年度完了を目指し、本格的な復旧工事に着手しています。また、津波防護レベル（L1）に対応した海岸保全施設（防潮堤）の新規計画及び整備も並行して進めています。

上半期までの復旧状況は、仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）で約 5 割、仙台塩釜港（石巻港区）で約 8 割の港湾施設の工事執行を行いました。特に、仙台塩釜港（仙台港区）においては、平成 24 年 4 月下旬までにコンテナ物流の一翼を担うコンテナヤード（CY）やガントリークレーン（GC）4 基の供用を図りました。また、仙台塩釜港（石巻港区）においては石巻地区の震災がれき処理の一助として、平成 24 年度内での受入態勢の確保のため廃棄物埋立護岸の整備に平成 24 年 3 月着手したほか、6 月には本格復旧に向けた災害復旧工事着工式を執り行いました。



復旧した高砂CYとGC〔仙台塩釜港(仙台港区)〕



整備の進む雲雀野廃棄物埋立護岸〔仙台塩釜港(石巻港区)〕

**【平成 24 年度下半期】**

● **仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港一体化**

三港一体化については、10月17日付けで国土交通大臣の同意及び港湾法施行令の改正が公布・施行され、港湾名は「仙台塩釜港」として、10月18日付けで県が告示しています。

統合後は、10年～15年程度の将来を目標年次として、「港湾の開発、利用及び保全の方針」を明らかにし、取扱可能貨物量などの能力とその能力に応じた港湾施設の規模や配置などを定める港湾計画の改訂を平成25年度内を目指し、宮城県地方港湾審議会、国の交通政策審議会へ諮問に向けた作業を着実に進めます。

※新港名：仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区(旧石巻港)、松島港区(旧松島港)）

- ◇ H24.11 港湾施設管理条例等の改正
- ◇ H24.12 仙台塩釜港管理・運営協議会設立
- ◇ H25.2 首都圏セミナー
- ◇ H25.3 国際拠点港湾 新「仙台塩釜港」発足記念シンポジウム  
(仮称) 仙台塩釜港利用促進連絡会議

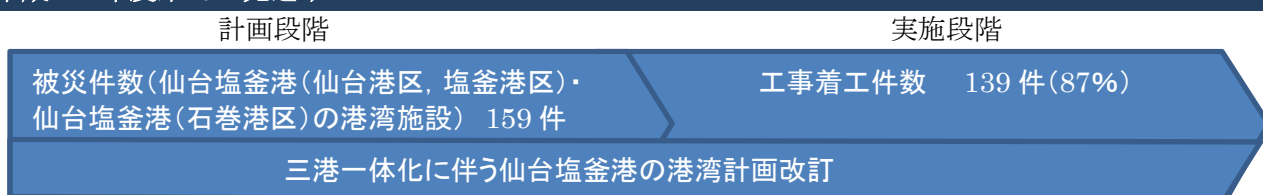
● **港湾の復旧・整備**

下半期までの復旧計画は、仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）及び仙台塩釜港（石巻港区）において、港湾施設の約9割の災害復旧工事を執行します。また、並行して海岸施設についても調査・設計を進め、平成27年度までの完成を目指し、早期着工を図ってまいります。

「見える復興・見せる復興」として、6月4日の仙台塩釜港（石巻港区）の災害復旧工事着工式を皮切りに、10月17日には甚大な被害のあった女川港において災害復旧工事の着工式、11月6日には仙台塩釜港（塩釜港区）推進式、11月14日には気仙沼港着工式を行い、本格的な復旧工事に取り組んでいます。

また、仙台塩釜港（石巻港区）においては震災がれき処理の一助として着手した雲雀野地区の廃棄物埋立護岸を推進し、順次供用可能となる区域を拡大しながら、海面処分活用用地として廃棄物の埋立処理が開始されることとなります。

**平成 24 年度末での見込み**



## 今後の取り組みについて

## 【平成 25 年度以降】

## ● 仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港一体化

平成 25 年度内の港湾計画の改訂を図るため、宮城県地方港湾審議会の開催や国の交通政策審議会への諮問に向け、必要な作業と諸手続を確実に進めます。

統合港湾のさらなる利用拡大やより効率的な管理運営に向けて、新たに（仮称）仙台塩釜港利用促進連絡会議や仙台塩釜港管理・運営協議会を設立・運営し、東北唯一の国際拠点港湾としてのブランド力を最大限に活かしたポートセールスや企業誘致、港湾運営に積極的に取り組んでまいります。

## ○（仮称）仙台塩釜港利用促進連絡会議

港湾利用者や商工会議所、地元自治体等で構成する（仮称）仙台塩釜港利用促進連絡会議を設立し、これまでのコンテナ貨物の集荷及び定期航路の維持・開設などの取り組みに加え、新たに各港区間の連携による企業誘致やクルーズ船の誘致などの観光振興にも取り組んでまいります。

## ○仙台塩釜港管理・運営協議会

港湾が所在する地元自治体で構成する仙台塩釜港管理・運営協議会を設立し、港湾区域や臨港地区の復旧・復興及びみなとまちづくりに関することや集荷促進など各港区のポートセールスなどについて協議し、宮城・東北のさらなる飛躍に向けて地域が一体となって取り組みます。

## ● 港湾の復旧・整備

県内の全ての港湾ならびに港湾海岸において、市町のまちづくりを支える基本施設として、岸壁や物揚場等の港湾施設は平成 25 年度、防潮堤や離岸堤等の海岸施設は平成 27 年度の早期復旧と必要な施設の整備を図ってまいります。

港湾物流機能の確保のため、外・内貿コンテナ貨物の増加に対応する仙台港区の整備やバルク貨物船の大型化、更なる荷役効率の向上に向けた仙台塩釜港（石巻港区）の整備などの背後圏域の産業を支える物流機能の強化を図っていきます。

また、まちづくりと一体となった整備として、仙台塩釜港（塩釜港区）（北浜地区）においては、背後の市土地区画整理事業と調整しながら、緑地等施設整備事業と高潮対策事業を組み入れ、平成 25 年度より本格的な工事に着手し、一日も早い完成に向けて整備を進めていきます。

(6) 復旧・復興事業の施工確保に向けた取り組み

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 膨大な復旧・復興事業に伴う入札不調の増加  
(入札不調の要因：労務資材単価の高騰、技術者・労働者不足、建設資材の不足等)

平成24年度の取り組み

【平成24年度上半期】

● 入札契約制度

増大する工事への対応として、応札機会の拡大や受発注者の事務手続き軽減のため、既存制度の拡充や緩和など下記の対応を実施しました。

- ・ 総合評価落札方式（特別簡易型・実績重視型）の創設と拡充(平成24年4月より5億円まで対象を拡大)
- ・ 等級別発注金額の引き上げ、混合複数等級入札(平成24年4月より追加措置)
- ・ 発注見通し（工事・委託）の公表(平成24年4月より四半期毎の公表、平成24年8月より委託の公表)

● 予定価格の適切な算出

労務や資材など変動が伴う実勢価格へ対応のため、予定価格を適正に算出する必要があるため工事積算に関して下記の対応を実施しました。

- ・ 実勢を反映した労務単価の適用(2月、6月適用) ・ スライド条項の適用(3月2日適用済)
- ・ 労働者確保に要する追加費用(3月1日適用済) ・ 点在現場毎の間接費算定(7月1日適用済)
- ・ 急激な物価変動に対応した設計単価の採用(平成24年8月20日適用済)

● 技術者等の確保

工事で必要となる配置技術者を確保するため既存制度の緩和や新たな制度の創出等、下記の対応を実施し、制度の見直しも随時行っています。

- ・ 復興JV制度の創設(平成24年4月1日適用済)
- ・ 配置技術者の雇用要件・専任要件の緩和(平成24年4月1日適用済)
- ・ 舗装工事の下請制限の緩和(平成24年5月24日適用済)

● 建設資材の確保

建設投資の見通し、資材の需給量調査、情報共有、課題の把握と対応策の検討を目的として「建設資材対策東北地方連絡会・宮城県分会・地区連絡会議」を設置し、宮城県分会を3回開催しました。これにより相当規模の主要資材の供給能力向上が図られました。



第1回建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会（5月23日）



第2回建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会（7月31日）

● 事業執行体制の強化

復旧・復興事業の執行体制を強化するため、発注ロッドの拡大など下記の対応を実施しました。

- ・ 地方機関の執行限度額の拡大(平成23年12月適用済、平成24年8月復興事業へ適用拡大)
- ・ 発注者支援業務の活用(平成24年4月1日適用済)



**【平成24年度下半期】**

入札不調について、8月35%、9月27%、10月26%の発生率で、上半期平均でも30%となっており、依然として高い傾向となっている。また、下半期にかけて工事量の増大が想定されることから、更なる施工確保に関する取り組みを行っています。

● **入札契約制度**

今後も発注量の増大が想定されることから、応札機会の拡大や復興JV制度の活用、総合評価落札方式の改善等下記の取り組みを実施しています。

- ・ 復旧・復興型混合入札・複数等級入札の適用拡大（S・A混合入札の適用拡大「土木・舗装・建築」）

（10月15日適用済）

- ・ 総合評価落札方式の評価基準の見直し（復興JVの評価基準の見直し）（10月15日適用済）
- ・ 予定下請企業・下請金額変更時のペナルティの特例（内部運用の強化）（10月4日通知済）

● **予定価格の適正な算出**

労務・資材価格の適正な算出について下記の取り組みを実施しています。

- ・ 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の導入（平成24年10月1日適用済）
- ・ 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（11月12日適用済）
- ・ 資材単価の随時改正（10月以降適時改正）
- ・ 労務費調査の実施（10月実施）
- ・ 点在現場毎の間接費算定の適用範囲を拡大（11月26日適用済）

● **技術者の確保**

技術者の確保が厳しい状況が継続しているため、下記の制度改善、取り組みを実施しています。

- ・ 復興JV制度の拡充（適用金額の拡大「3千万～19.4億」「建築一式工事の追加」「A型創設」）（10月15日適用済）
- ・ 監理技術者の専任要件の緩和（8千万以上の専任要件の廃止）（10月15日適用済）
- ・ 現場代理人の常駐義務緩和の拡大（金額条件「8千万」の廃止）（10月15日適用済）

● **建設資材の確保**

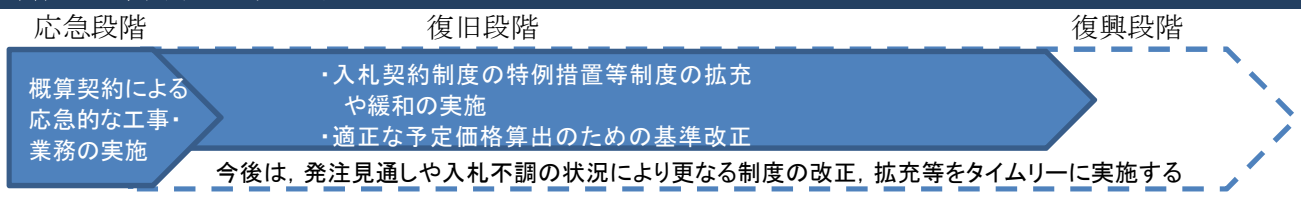
建設資材の供給不足への対応として、建設資材に係る各種連絡会議を開催し調整等を行ってまいりましたが、下半期は、下記の具体的な資材確保対策を実施しています。

- ・ 建設資材対策東北地方連絡会宮城分会の開催（10月15日、1月25日開催済）
- ・ 建設資材対策等供給確保のための調査実施・対策計画の策定（11月契約）
- ・ 不足する資材（生コン用砂など）の県外調達（気仙沼地区11月、石巻・仙台地区12月）
- ・ プラント生産能力の向上（プラント稼働率の向上、ミキサ船の活用）
- ・ 生コンクリートから二次製品への転換

● **不足している作業員宿舎への対応**

民間事業者の作業員宿舎建設が相次いでいることから、情報収集を継続しながら長期的な需給検討を行うと同時に、国の補助制度に関して実施に向けた要望を継続します。

**平成24年度末での見込み**



## 今後の取り組みについて

### 【平成 25 年度以降】

各種事業の執行状況や入札不調、また、これまで実施してきた各種制度の創設や改善の効果検証、建設業界の状況把握等によりタイムリーかつ効果的に各種制度の改善を行っていきます。

#### ● 復旧・復興に向けた事業管理計画の検討体制の構築

宮城県社会資本再生・復興計画緊急アクションプランの達成に向け、平成27年度までの復旧・復興事業の事業管理計画（執行計画の策定、建設資材確保対策、入札契約制度改善、技術者確保対策、発注者体制の整備など）を各課・事務所からなる検討チームで平成24年度に引き続き検討を重ね、出来るものから実施に移行していく。

#### ● 建設資材の安定確保

平成24年度において、生コンクリートや砂・砕石類、盛土材等の建設資材の安定確保に向けた「建設資材供給安定計画」を策定しているが、平成25年度以降は、復旧・復興事業の進捗や民間需要等の動向に伴う需給量に対して、計画のフォローアップを実施し円滑な復旧・復興事業の推進を図っていく。

計画の具体的な内容としては、生コンクリートの生産能力向上策として、仮設プラントの設置を行うほか、今後不足が予想される砕石や捨石などの県外からの調達体制を整備する。

#### ● 建設工事に係る入札・契約制度の改善検討

復旧・復興工事の本格化に伴うWTO対象工事を含む大型ロットの発注が多くあることから、入札参加条件や総合評価の評価項目の整理を行う。入札不調対策として、発生率が高い1億円未満の工事について、最低制限価格方式による入札やオープンブック方式の内訳書のみ提出などの必要な

見直しを行い、手続きの簡素化・迅速化を図っていく。さらに、技術者の確保対策として、一定の条件を満たす場合に、手持ち工事がある場合の開札日における専任要件の緩和などを実施していく。

## (7) 土地評価及び用地取得

## 災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 用地リスクの早期発見及びその解消
- 国や被災市町等との連携強化

## 平成24年度の取り組み

## 【平成24年度上半期】

## ● 土地評価・地権者協議の迅速化と用地買収の早期着手

協議設計保留解除後における用地測量等の即時着手と用地リスクの軽減を図るため、暫定幅員による権利者調査等を実施しました。(実施済筆数 17,200 筆, 地権者数等 7,200 人)

また、平成24年7月25日～27日に用地課と河川課等が一体となって、仙台・東部・気仙沼の各土木事務所に出向き、事務所の用地・技術職員とともに、河川・海岸事業の具体的な事業箇所について、用地・技術両面における諸課題の検討を行いました。同時に、多数相続地等任意取得が困難な土地を計画的に取得できるよう、事業認定から土地収用に至るスケジュール等の説明を行い、土地収用制度の早期着手と効果的活用を促しました。

## ● 土地情報の共有化

被災15市町の136地点で平成24年4月1日時点における不動産一括鑑定評価を実施し、震災補正率判断基準の統一化と県内における価格バランスを確保しました。この情報を4月2日に被災市町に提供するとともに、4月18日には「土地価格情報連絡会議」(東北用地対策連絡会宮城県支部)を開催し、一括鑑定を行った不動産鑑定士から、評価結果の解説や震災補正率の考え方などについて、被災市町等に説明を行いました。このため、当該一括鑑定評価の結果は、以後の被災地域における土地価格水準の目安となっています。

なお、県及び被災市町等が徴した不動産鑑定評価書については、東北地区用地対策連絡会を通じて、情報の共有化を図っています。

## ● 各種研修会への参加案内と相談などへの助言・指導の実施

県の用地業務新任職員を対象に5月8日から4日間開催した研修に市町村職員も受講可能としたため、被災市町含め21市町から60名の参加があり、用地担当職員として必要な基礎知識の習得を図りました。このことは、被災市町の復旧・復興事業の一助となっています。

また、「被災市町に対する用地補償に関する相談会」を開催し(5/16～30)、希望した8市町が抱える諸課題について、助言や指導を行いました。(東部・気仙沼土木事務所管内は、現地にて実施。)

## 【平成24年度下半期】

本庁及び沿岸3土木事務所の事業進行管理委員会に設置した「用地部会」において、東日本大震災に係る災害復旧事業に必要な土地の状況を把握するために、権利者調査の結果、現段階で判明している所有者不明地や相続発生地、共有地、土地境界不明地等を図示した用地隘路図の作成を行いました。今後、更に居所確認や相続調査等を進めていくこととし、その結果を用地隘路図に反映させ、計画的かつ効率的な用地取得を進めることにより、計画期間内の事業完了を目指します。また、早期の用地取得が可能となるよう、以下について取り組みました。

## ● 協議設計案件の実施保留解除前の用地買収

災害復旧事業について、協議設計案件の実施保留解除前でも、制度上可能であり、また、税の特例控除の適用が確認されたことから、用地買収を可能としました。これにより、早期の工事着手に向け用地取得の促進を図りました。

● 用地取得業務及び補償説明業務の補償コン委託

マンパワー不足や未経験職員等の知識不足等を補うため、用地取得業務や補償説明業務の補償コン委託に関し、積算・発注方法等、具体的な事務の取り扱いについて検討・整理しました。

● 建物移転料再積算業務の効率化・迅速化

年度変わりによる建物移転料の再積算については、毎年1回5月末に東北地区用地対策連絡会が発行する標準書を基に、補償コンに委託することになるため、建物移転が伴う地権者との新単価による交渉が7月以降となってしまいます。このようなことから、再積算事務の効率化等を図るとともに、年度当初からの用地交渉を可能とするため、物価変動率による再積算について検討しました。

● 登記事務の迅速化・効率化

災害復旧事業で取得した用地に係る登記事務が円滑に行えるように、協定単価制度の導入や沿岸3土木事務所の登記業務に対する内陸部土木事務所による支援体制の整備について検討しました。

● 土地収用制度の効果的活用

工事施工計画を勘案しながら、所有者不明地等任意による用地取得が困難と見込まれる事業箇所について、収用に向け事業認定手続きが必要か否かの検討を行いました。今後、必要と判断した箇所について、国と協議しながら、申請に向けた準備を進めてまいります。また、事業認定事務の簡素化（環境アセスの緩和等）やみなし規定の拡大（国費の交付決定等に基づく事業認定等）などについて、国に対して要望を行いました。（平成24年10月17日、平成25年1月5日、1月10日等）

また、3月8日には、土地収用手続きに関する特別研修会を開催しました。

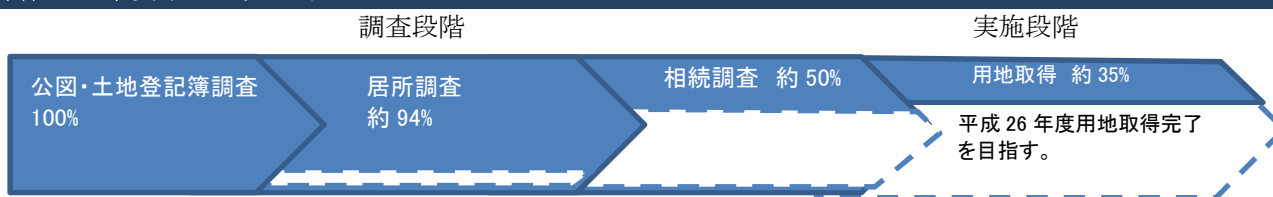
● 土地情報の共有化

各起業者（国，県，市町村など）が実施した不動産鑑定評価などの土地情報について、「土地価格情報連絡会議」等を活用し、情報の共有化を図りました。また、津波被災地における今後の土地取得業務を円滑に進めることができるように、地価の現状と再鑑定時期の判断等について、不動産鑑定士協会による講演会を開催しました。

● 現場の把握と現地指導の強化

事務所に対する指導等がより効果的なものとなるよう、用地ヒアリング等を活用するなどして、現場の把握に努めるとともに、現地での指導等を強化しました。

平成24年度末での見込み



## 今後の取り組みについて

## 【平成 25 年度以降】

## ● 用地取得の推進

用地部会等による、本庁及び事務所、用地・技術との連携をより強固なものにするともに、ありとあらゆる用地取得推進策を駆使し、平成 26 年度の用地取得完了を目指します。

平成 25 年度は、災害復旧事業における用地買収が本格化することから、相談等に対しては、迅速かつきめ細かに対応することになります。また、円滑な用地取得が可能となるように制度の改善等を図ることになります。

具体的には、事務所からの相談事項に対する対応方策について、他の事務所においても同様な事案が生ずる可能性があるものについては、随時情報提供するとともに、災害 Q & A の追加・修正を行い、実践に活用できるようにします。また、沿岸 3 土木事務所については、用地ヒアリングを中心とした現地指導を強化するとともに、中堅・若手職員等との意見交換会を開催するなど、現場の意見を踏まえた制度の改善等を検討することになります。

## ● 所有者不明地及び相続発生地について

所有者不明地や相続発生地等については、引き続き追跡調査を行うこととし、その結果を随時用地隘路図に反映させ、それに基づき、土地取得計画の修正等を行い、計画的な工事施工が行えるようにします。任意取得の困難が見込まれる土地については、早期に事業認定申請に向けた準備を行うことにします。

## ● 用地取得業務に関する支援の充実・強化

また、用地職員の業務処理能力等の更なる向上を図るため、特に、災害復旧事業用地取得における課題を適切に把握し、それを反映させたより実践的な研修を実施するとともに、平成 24 年度に引き続き、新用地職員研修（用地講座）の受講対象者を被災市町職員に拡大する等、被災市町が行う復旧・復興事業における用地取得業務に関する支援の充実・強化を行います。



## 4. 復興まちづくりプロセスへの宮城モデルの考え方の適用

「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を具現化するためには、復旧・復興の各段階で必要な取り組みを着実に実施していく必要があります。ここでは、復旧期、再生期、発展期の各段階で必要な取り組みを記載します。

### 復旧期（1～2年目）

#### 【津波対策としての防潮堤や多重防御施設の整備】

●海岸堤防の高さの考え方については、学識経験者、海岸を所管する省庁と、岩手・宮城・福島県の関係者で構成する「海岸における津波対策検討委員会」において海岸堤防の高さや構造などの検討が行われ、委員会での検討内容を踏まえて、設計津波の水位を決定しています。

検討委員会では、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会での中間取りまとめ「今後の津波防災対策の基本的な考え方について（平成23年6月26日）」の内容を踏まえて設計津波の高さの設定方法について審議されています。

#### 中央防災会議専門調査会

#### 3. 津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方 (3)頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による津波対策

●海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などを考慮すると現実的ではない。

●しかしながら、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

●海岸堤防の整備については、用地の新規取得が必要な場合もあり、工事着手までに不測の時間を要することもあることから、部分着手の活用や現場への丁張り設置などにより、復興の姿がイメージできるような「見える復興・見せる復興」を実施しています。

#### 【復興まちづくり事業の推進】

●三陸地域などの場合は、可住地が限られていることもあり、限られた土地の中で防災に配慮した適正な土地利用への転換が必要となります。新しいまちづくりの計画の立案にあたっては、住民との合意形成を経て、策定されるまでには一定の時間が必要であり、その間、無秩序な建築行為や投機的な土地取引を制限する必要があります。

宮城県では、緊急の措置として建築基準法第84条に基づく建築物の制限を行い、その後に各市町により被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を指定し、発災から最長2年間、市街地整備改善のための手続きが行われるまで、建築行為に対して許可を受けるよう制限し、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図ることとしています。

●被災直後においては、被災市町は震災対応に追われ、復興まちづくり計画を検討する余裕もなかったことから、県が被災市町の立場に立ち、計画のたたき台を作成し、市町に提示しています。また、その計画のたたき台を基に、その実現のために地元負担を伴わない財政措置を国に働きかけることも行っています。

今回の震災では、防災集団移転促進事業、被災市街地土地区画整理事業の制度拡充が実現しています。

#### 【復興住宅の整備】

●被災から1年目は多くの県民が避難所生活を強いられているため、避難者の早急な生活拠点を確保するべく、民間賃貸住宅や公営住宅なども活用しつつ、応急仮設住宅を整備します。

●住宅の復興にあたっては、自力再建への支援と公的住宅の供給促進が主となります。自立再建への支援については、国の取り組みや施策を活用し、個人の自力再建支援に向けて適切な支援を行います。

#### 【土地評価及び用地取得】

●用地の新規取得にあたっては、膨大な事業用地の取得が見込まれており、計画的かつ効率的に推進するため、権利者調査などを外部委託、早期発注、住所確認事務における住民基本ネットワークシステムの活用、工事設計などにおける用地リスクの軽減などを行っています。

被災市町への支援としては、不動産鑑定評価の一括鑑定とその情報提供、市町職員への研修会の充実、被災市町に対する用地補償に関する相談会などを行い、被災市町への用地職員不足への対応を行っています。

復旧期（2～3年目）

再生期（3～5年目）

#### 【津波対策としての防潮堤や多重防御施設の整備】

●海岸堤防の構造にあたっては、学識経験者、海岸を所管する省庁と、岩手・宮城・福島県の関係者で構成する「海岸における津波対策検討委員会」において海岸堤防の高さや構造などの検討が行われ、委員会での検討内容を踏まえて、構造の考え方を決定しています。

具体的には裏法尻部の洗掘防止のため、裏法尻部への保護工の設置及び裏法の緩勾配化を図り、天端保護工、裏法被覆工及び表法被覆工の流出防止、堤体土の吸出防止のため、部材厚の確保や部材間の連結による重量や強度の確保を図り、波返工の倒壊防止のため、設計外力を津波とする海岸堤防等における天端までの盛土、波返工を採用する場合の配筋による補強を図り、「粘り強い構造」とします。

●今回のような大規模な津波災害が発生した場合でも、一次避難に加えて、津波避難タワーなどの避難場所からの二次避難や被災者の救出に使用できるよう、避難路、救出路を整備します。

避難路・救出路の構造は、津波により冠水した場合でも水はけが早く、また、破壊が生じにくいと考えられる高さ2m以上の盛土構造とします。幅員についても緊急車両がすれ違い可能な車道幅員とし、徒歩による避難者が多く想定される場所では、歩道も十分な幅員を確保します。今回の震災では、避難した地域や建物について、孤立したとの問題が指摘されたことから、内陸部から避難ビルなどを結ぶ早期通行が可能な道路ネットワークとして整備します。

●避難路・救出路を設定する場合には、避難困難地域の抽出や避難場所・津波避難ビルなどの検討を行い、避難路を検討します。宮城県の場合は、「津波避難のための施設整備指針」に基づいて検討を行います。

こうした避難計画策定のための基礎資料となる津波浸水予測図については、津波防災地域づくり法に基づき、県が策定し、市町に提供します。法律では津波浸水予測を最悪の条件下で実施するため、復興まちづくりで想定している津波浸水区域と結果が異なります。そのため、公開にあたっては、関係市町と十分調整を図りながら実施します。

#### 【被災教訓の伝承】

●今回の津波被災の教訓を後世に残すために、「3.11 伝承減災プロジェクト」として津波浸水表示板を設置します。今回の津波の浸水区域や浸水高さを現地に標識などで表示することにより、実物大のハザードマップとして防災意識啓発に活用します。

#### 【復興まちづくり事業の推進】

●迅速な土地利用再編を行うために、複数の許可手続をワンストップで処理するための復興整備協議会を組織します。復興整備協議会での協議を経たものは、事業に必要となる許可があったものとして取り扱います。

●防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地地区画整理事業については、市町が遅滞なく復興交付金の交付が受けられるよう、復興交付金事業計画の作成などについての支援を行います。また、市町の事業が円滑に進むよう、県が①積算や施工管理の民間委託、②設計、補償交渉や工事等の民間一括委託等の実施手法を検討し、逐次、情報提供を行っています。

#### 【復興住宅の整備】

●災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を供給します。

#### 【復旧・復興事業の施工確保に向けた取組】

●復旧・復興工事は過去に例のない規模となることから、適正かつ効率的に執行していくことが求められますが、入札不調の増加や建設資材（生コン、砕石、アスファルト合材など）の不足などが生じています。

建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、事業執行体制の問題などを関係機関と連携しながら、施工体制を確保していくこととします。具体的には以下の5つの取り組みがあげられます。

建設資材の確保としては、資材団体等との調整会議を開催し、供給量を確保するほか、他県からの供給体制についても検討します。

予定価格の適正な算出としては、実勢を反映した労務単価の設定、スライド条項の適応、労働者確保に要する追加費用を間接費による補正、点在する工事箇所毎の間接費の算定、急激な物価変動に対応した予定価格の算定を行います。

技術者等の確保としては、復興JVの創設、配置技術者の雇用関係の緩和、主任技術者の専任要件の緩和、舗装工事の下請制限の緩和、作業員宿舍確保の検討を行います。

入札契約制度についても、受注環境を確保するため、総合評価「特別簡易型」の創設、等級別発注金額の引き上げ、混合入札・複数等級入札の試行、入札不調時の再入札事務の簡素化、発注見直し（工事・委託）の見直し時期の追加を行います。

事業執行体制の強化としては、発注ロットの拡大による省力化、地方機関執行額上限の拡大、自治法派遣職員の協力要請、発注者支援の運用開始、CM方式の活用検討を行います。

### 再生期（5～7年目）

### 発展期（8～10年目）

#### 【震災教訓の伝承】

●震災の被害・教訓を風化させないように、他部局とも連携を図りながら震災経験を踏まえた防災教育、出前講座の充実・見直しを図り、県民などへの津波に対する意識啓発活動を実施します。

また、「3.11伝承・減災プロジェクト」や「みやぎ津波防災月間」における津波防災シンポジウムを開催するなど、県民の減災や防災に対する意識啓発を図ります。沿岸住民と共同して実施した「災害に強いまちづくり」などの検討を踏まえ、ハード整備とあわせた総合的な津波対策を推進します。

●津波の写真や映像は、県が撮影したもの以外にも民間企業記録したものを含めると、数多くあり貴重な資料となります。膨大な資料を収集し、今後の防災活動などに活用できるよう取りまとめていきます。

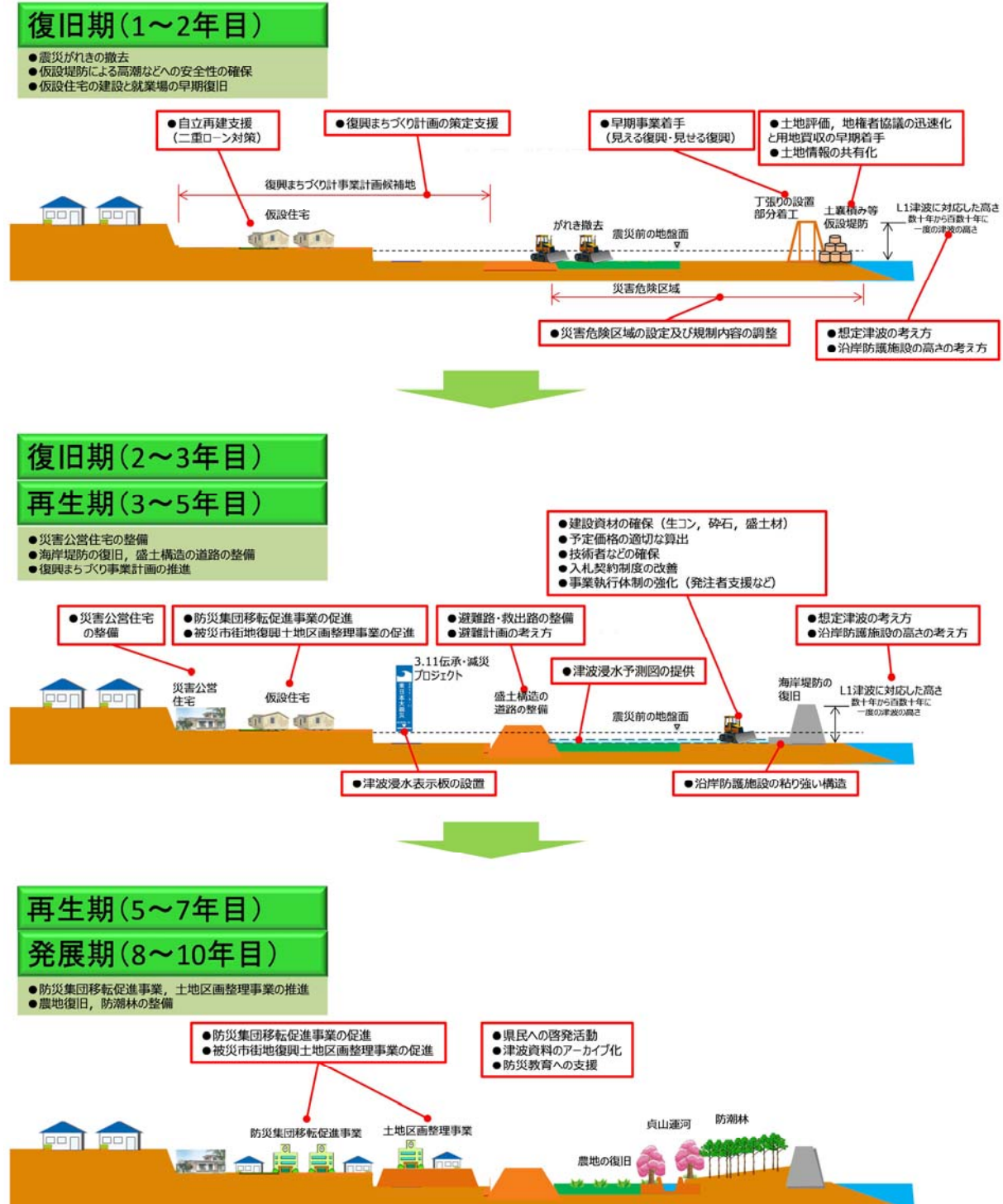
#### 【復興まちづくり事業の推進】

●防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業については、市町の事業が円滑に進むよう、新市街地の完成を目指し、関連する公共土木施設を概成させ、都市機能のさらなる充実を図ります。



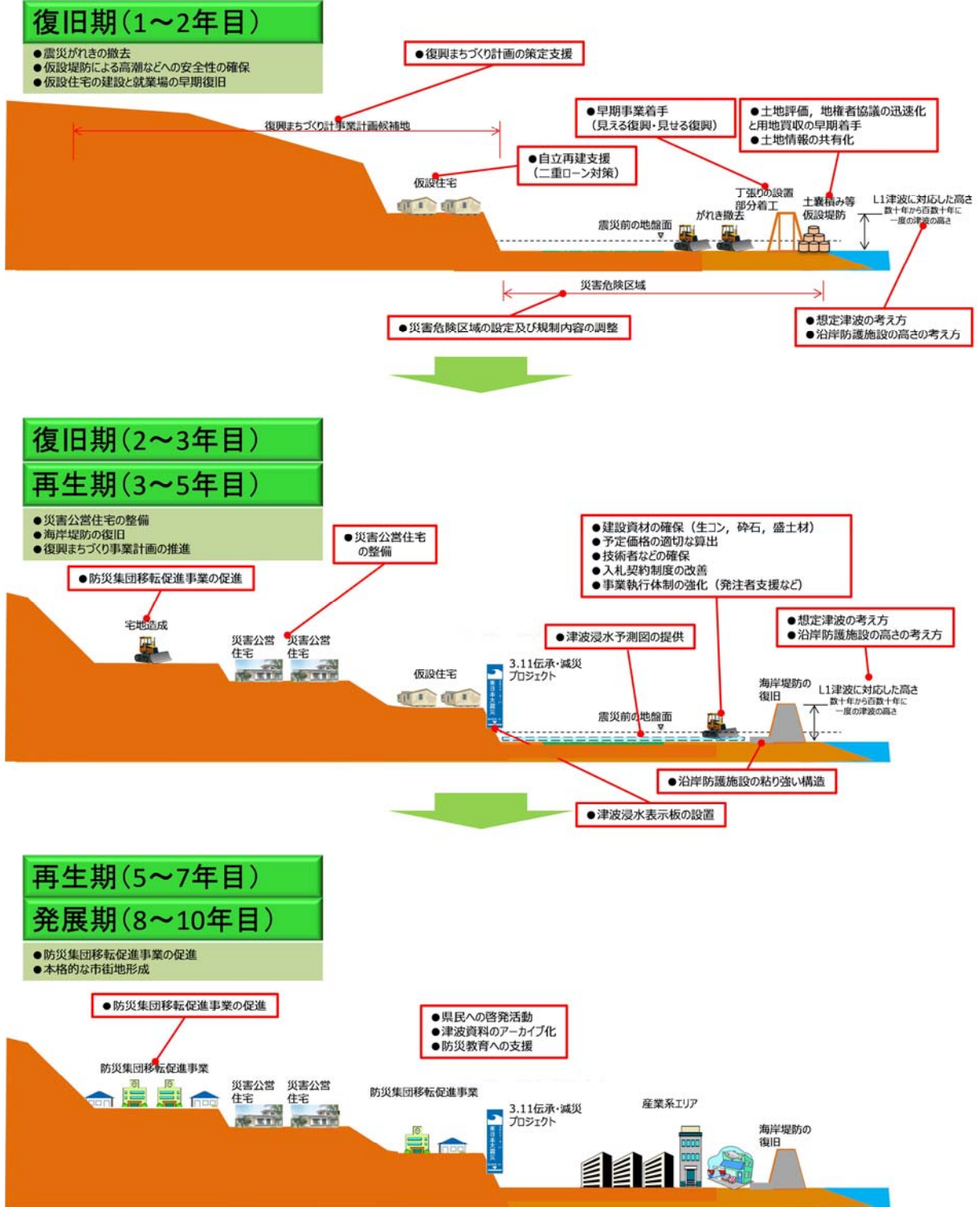
(1) 仙台湾南部平野のような低平地の場合

復興まちづくり事業の各段階において、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を適用すると以下の図のとおりとなります。復興まちづくり事業の進捗は、各市町の被災状況や事業規模、事業に対する住民の合意形成の状況によって異なりますが、低平地では多重防御による大津波対策、市町へのまちづくり支援及び安全な避難場所と避難経路の確保などにより災害に強いまちづくりを進めていきます。



(2) 三陸地域などのように高台移転などを伴う場合

復興まちづくり事業の各段階での「災害に強いまちづくり宮城モデル」の考え方を、リアス式海岸を抱える三陸地域で適用すると以下のとおりとなります。急峻な山地が多く低平地が少ないエリアでは、高台移転・職住分離をはじめとし、市町へのまちづくり支援及び安全な避難場所と避難経路の確保などにより災害に強いまちづくりを進めていきます。



(3) 東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備への適用

三陸沿岸部から仙台南部平野までを南北に結び、今回の東日本大震災においても救命救急活動や緊急物資輸送等において、「命の道」として重要な役割を果たし、地域振興、地域間交流及び今後の被災地の復興を支える三陸縦貫自動車道や常磐自動車道について、沿岸部の「防災道路」や「復興道路」としての位置づけを明確にし、整備促進を目指していきます。

また、東北地方の物流の大動脈である東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結ぶみやぎ県北高速幹線道路についても、県土の東西軸の連携強化、内陸部から沿岸部への被災地への復興支援を担う道路として整備を推進していきます。

港湾施設については、仙台塩釜港が東北地方のエネルギー供給拠点、東北を支える国際物流拠点、観光及び離島振興の交流拠点であることから、単なる原形復旧ではなく機能強化を継続し、大水深・耐震岸壁の整備やポートセールスなどを充実させ、物流や観光交流などの社会経済活動がいかなる場合でも停滞することが無いよう、整備を推進していきます。

